

令和 3 年第 4 回 定例会 五ヶ瀬町議会 会議録

開 会 令和 3 年 1 2 月 1 日

閉 会 令和 3 年 1 2 月 7 日

五 ヶ 瀬 町 議 会

1 目 目

令和３年第４回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(初 日)
令和３年１２月１日

○ 会議に付した事件

- 日程第 １． 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２． 会期の決定について
- 日程第 ３． 諸般の報告
- 日程第 ４． 行政報告
- 日程第 ５． 報告第２３号
専決処分の承認を求めることについて
(令和３年度五ヶ瀬町一般会計補正予算(専決第１号))
- 日程第 ６． 報告第２４号
専決処分の報告について
(物品購入契約の変更について)
- 日程第 ７． 報告第２５号
専決処分の報告について
(物品購入契約の変更について)
- 日程第 ８． 報告第２６号
専決処分の報告について
(物品購入契約の変更について)
- 日程第 ９． 報告第２７号
専決処分の報告について
(物品購入契約の変更について)
- 日程第 １０． 報告第２８号
専決処分の報告について
(物品購入契約の変更について)
- 日程第 １１． 議案第６４号
五ヶ瀬町景観条例の制定について
- 日程第 １２． 議案第６５号
五ヶ瀬町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 １３． 議案第６６号
五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 １４． 議案第６７号
五ヶ瀬町農業農村整備事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第 １５． 議案第６８号
令和３年度五ヶ瀬町一般会計補正予算(第４号)について
- 日程第 １６． 議案第６９号
令和３年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第３号)について
- 日程第 １７． 議案第７０号
令和３年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算(第３号)について
- 日程第 １８． 議案第７１号
令和３年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算(第３号)について

- 日程第 19. 議案第 72 号
令和 3 年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
について
- 日程第 20. 議案第 73 号
令和 3 年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第 1 号）について

○ 出席議員（８名）

1 番 甲斐 義則 議員	2 番 小笠原 将太郎 議員
3 番 田中 春男 議員	4 番 太田 保義 議員
5 番 渡邊 孝 議員	6 番 佐藤 成志 議員
8 番 秋本 良一 議員	9 番 甲斐 政國 議員

○ 欠席議員（１名）

7 番 綾 健一 議員

○ 地方自治法第１２１条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	廣本 憲史
総 務 課 長	小迫 幸弘	町政対策推進室長	児玉 憲彦
建 設 課 長	田原 昭生	企 画 課 長	北島 隆二
会 計 室 長	垣内 広好	町 民 課 長	齊家 晃
教 育 次 長	増永 稔	福 祉 課 長	武内 秀元
病院事務長	奥村 和平		

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜	書	記	那須 香織
--------	-------	---	---	-------

午前10時00分開会

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから令和3年第4回五ヶ瀬町議会定例会を開会します。

本日の出席議員は8名です。7番、綾健一議員から、会議規則第2条第1項に基づき欠席届が提出されました。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会において、タブレット端末の議場内使用を許可します。また、本日の会議に、事前許可を受けたものに限り、取材及び場内写真撮影を許可します。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政國君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、渡邊孝議員、6番、佐藤成志議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月7日までの7日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月7日までの7日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動報告については、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、9月から11月までの例月現金出納検査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書の写しのとおりであります。

次に、令和3年11月18日付、受理番号第9号、第6区公民館長黒木孝次氏から提出のあった五ヶ瀬町道宮原・中山線拡張工事陳情書及び令和3年11月19日付、受理番号第10号、一般社団法人宮崎県建築協会会長松本純明氏から提出のあった建築工事発注に関する要望書は、お手元に配付しております写しのとおりであります。

本2件については、総務農林常任委員会に付託しました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。令和3年第4回五ヶ瀬町議会定例会開会に当たり、本年9月定例会以降の行政経過について御報告いたします。

今回の行政報告については、1番目に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について、2番目に、役場新庁舎建設について、3番目に、令和4年度当初予算編成方針についての3項目について御報告させていただきます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について御報告させていただきます。

本町では、5月6日から始まりました新型コロナワクチン接種は、11月5日をもって集団接種を終了いたしました。

本町の接種率は、宮崎県が集計しました11月10日現在の統計によりますと、1回目が89.8%、2回目が88.7%と、県内市町村で5番目に高い接種率となっております。

また、2回の接種を完了した方を対象に3回目の接種が始まりますが、本町におきましては、令和4年2月中旬から3回目の接種を実施する方向で検討を進めておりまして、終期を7月上旬になる見込みでございます。3回目は、2回目の接種を終えた日から起算して、おおむね8か月を経過した日となり、対象者は18歳以上となっております。

新型コロナワクチン接種につきましては、以上でございます。

次に、役場新庁舎建設について御報告を申し上げます。

役場新庁舎につきましては、9月10日に落成式を済ませ、町民の皆様に内覧を行っていただき、引っ越しを済ませ、9月28日に開庁いたしました。開庁後、約2か月を経過し、業務も順調に進めているところですが、引き続き住民サービスの向上に向け取り組んでまいります。

また、先日、倉庫等も完成し、旧庁舎課に残っていた備品類の運び込みも終わり、今月、旧庁舎の解体工事を発注し、その後、敷地の造成工事に順次取りかかってまいります。

全体完成までには、まだまだ日数を要します。特に、役場へお越しの方々の駐車に御不便をおかけすることとなると思います。引き続き御協力をお願いいたします。

次に、令和4年度当初予算編成方針について御報告申し上げます。

去る11月1日に、役場内の予算編成に関わる職員、管理職に対しまして、いよいよ本格化いたします令和4年度当初予算編成に向けての編成方針説明会を開催したところです。

その中で、基本的な考え方としまして、最小の経費で最大の効果を上げるべく、行政、地域、そして個人の役割分担を明確にして、協働の地域、まちづくりを進めながら、変化を恐れず、効

率的な行財政運営を進めることと、当初予算には令和２年度の事務事業評価を反映することといたしました。

また、当初予算編成に当たっては、人口の維持に取り組むことはもちろんですが、人口が減少しても町の機能を維持し、活力を損なわないための仕組みづくりに取り組むことで持続可能な地域社会を構築していくことを念頭に進めることとしています。

また、大きな柱としましては、１つ目に、第６次五ヶ瀬町総合計画及び第２期まち・ひと・しごと総合戦略の着実な実施、２つ目に、徹底した行財政改革の取組と健全財政の取組、そして３つ目に、新型コロナウイルス禍への対応と、DX（Digital Transformation）の推進を重点的な取組として進めてまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。

報告事項が６件、条例の制定及び一部改正が４件、令和３年度一般会計及び特別会計補正予算が６件となります。慎重なる審議を頂き、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、行政報告といたします。

○議長（甲斐 政國君） これで行政報告は終わりました。

日程第５．報告第２３号

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第５、報告第２３号専決処分の承認を求めることについて（令和３年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（専決第１号））を議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 報告第２３号専決処分の承認を求めることについて、御説明を申し上げます。

専決処分をしましたのは、令和３年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（専決第１号）です。

今回の補正は、地方自治法第１７９条第１項の規定により、主に新型コロナウイルス感染症対策に係る売上規模別協力金を増額するため、９月２２日付で専決処分を行ったものです。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ１，５００万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ４２億９，６５０万円とするものです。

それでは、１ページの第１表「歳入歳出予算補正」の主なものについて説明します。

歳入では、普通交付税を１２９万５，０００円増額しました。

国庫支出金は、地方創生臨時交付金を１１７万１，０００円増額しました。

県支出金は、県単土地改良事業補助金を１２５万円、売上規模別協力金を１，１２８万４，０００円を増額しました。

次に、２ページ、歳出について説明します。

農林水産業費、商工費を増額しました。

農林水産業費は、県単農業農村整備計画に伴う委託料を、商工費では売上規模別協力金のための負担金補助及び交付金を増額しました。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。これから起立によって採決します。

報告第23号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（専決第1号））については、報告のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本件は報告のとおり承認されました。

日程第6．報告第24号

日程第7．報告第25号

日程第8．報告第26号

日程第9．報告第27号

日程第10．報告第28号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第6、報告第24号専決処分の報告について（物品購入契約の変更について）から、日程第10、報告第28号専決処分の報告について（物品購入契約の変更について）までの5件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、報告第24号から報告第28号までの5件は、これを一括議題とします。

本5件について、町長から報告を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 報告第24号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決処分をしましたのは、五ヶ瀬町役場新庁舎建設工事に伴う物品購入契約の請負代金額の変

更であります。

本契約は、新庁舎執務室内の机、椅子等の新規購入を行うための契約となっており、執務室の業務用パソコンの変更に伴いデスクサイズに変更が生じたことから、請負代金額について4,448万4,000円から17万3,516円を増額し、4,465万7,516円に変更し、8月16日付で専決処分したものです。

以上で、報告を終わります。

報告第25号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決処分をしましたのは、五ヶ瀬町役場新庁舎建設工事に伴う物品購入契約の請負代金額の変更であります。

本契約は、新庁舎特別室、会議室及び相談室等の什器の新規購入を行うための契約となっており、新庁舎建設工事を進める中で、納入位置の変更などに伴う什器等のサイズ変更が生じたことから、請負代金等について1,979万7,800円から184万8,029円を減額、1,794万9,771円に変更し、8月25日付で専決処分したものです。

以上で、報告を終わります。

報告第26号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決処分をしましたのは、五ヶ瀬町役場新庁舎建設工事に伴う物品購入契約の請負代金額の変更であります。

本契約は、新庁舎議場の什器の新規購入に伴うための契約となっており、議会傍聴席仕切りの軽量化等の設計変更及び機器収納卓追加に伴う側板設置が生じたことから、請負代金額について3,250万5,000円から109万5,081円を増額、3,360万81円に変更し、8月25日付で専決処分したものです。

以上で、報告を終わります。

報告第27号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決処分をしましたのは、五ヶ瀬町役場新庁舎建設工事に伴う物品購入契約の請負代金額の変更であります。

本契約は、新庁舎ブラインド等の新規購入を行うための契約となっており、新庁舎完成後の現地実測において、サイズ割りつけや数量に変更が生じたことから請負代金額について778万8,000円から1万453円を増額、779万8,453円に変更し、8月16日付で専決処分したものです。

以上で、報告を終わります。

報告第28号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決処分をしましたのは、五ヶ瀬町役場新庁舎建設工事に伴う物品購入契約の請負代金額の変

更であります。

本契約は、新庁舎議場システムの新規購入を行うための契約となっており、議場中継カメラの設置に伴い、備品の追加及び機器の仕様に変更が生じたことから、請負代金額について1,320万円から80万2,273円増額、1,400万2,273円に変更し、8月16日付で専決処分したものです。

以上で、報告を終わります。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、本5件について報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑をされる場合は、報告番号を示して発言してください。質疑がありましたらどうぞ。8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。議案第25号であります。この中で納入位置の変更などに伴う什器等のサイズが変更を生じたためということで184万8,029円の変更の減額ということでもあります。これは、担当課とされても相当な努力をされたのかなというふうに思っておるわけですが、その中で主なものについて、どういうふうな変更があったかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。秋本議員の御質問にお答えします。

報告第25号につきましては、当初予定していた什器が、壁につけるやつがやっぱりここじゃいかんというふうになって、サイズが変わったり、そういう、いわゆる壁の取り合いとか納入位置の変更でサイズが変わったことによるのが大きな変更点になっております。それによって、金額が極端に上がったり、減ったり、下がったりするものもあるんですけど、全体的には増減としまして184万8,000円の減額になったということになっております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これで、報告第24号から報告第28号までの5件の報告を終わります。

日程第11. 議案第64号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第11、議案第64号五ヶ瀬町景観条例の制定についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第64号五ヶ瀬町景観条例の制定について、提案理由の御説明を申

し上げます。

本件は、五ヶ瀬町の良好な景観の形成に関し基本となる事項を定めるとともに、景観法の施行に関し必要な事項を定めることにより、豊かな自然と歴史的資源を有する本町の景観を守り、町民が愛着と誇りを持つことができる魅力的な景観の形成に資するための条例を制定するものであります。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、本件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第 1 2．議案第 6 5 号

日程第 1 3．議案第 6 6 号

日程第 1 4．議案第 6 7 号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第 1 2、議案第 6 5 号五ヶ瀬町国民健康保険条例の一部改正についてから、日程第 1 4、議案第 6 7 号五ヶ瀬町農業農村整備事業分担金徴収条例の一部改正についてまでの 3 件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 6 5 号から議案第 6 7 号までの 3 件は、これを一括議題とします。

本 3 件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第 6 5 号五ヶ瀬町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、産科医療補償制度における掛金の金額が見直されることにより、加算額が 1 万 6,000 円から 1 万 2,000 円に引き下げられることに伴い、出産育児一時金の基本額を 40 万 4,000 円から 40 万 8,000 円に引き上げることで、加算後の支給総額を 42 万円に維持するものです。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第 6 6 号五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明

を申し上げます。

このたびの改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が、令和3年9月10日に公布され、国民健康保険税の改正分については令和4年4月1日に施行されることに伴うものであります。

なお、本改正の主な内容は、子供に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入に伴う見直しが主な改正内容となっております。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第67号五ヶ瀬町農業農村整備事業の分担金徴収条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、農林水産省による中山間地域農業農村総合整備事業の新設及び土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針、いわゆるガイドラインの一部改正を受け、令和3年度から宮崎県による市町村における県営事業の負担軽減が図られたことに伴い、農業農村整備事業に係る地元分担金の負担割合を軽減するものであります。

主な改正内容として、農道及び用水路などの農業用施設における県営及び団体営事業の地元分担金を、従来の3%から1%とし、併せて、積極的な事業実施、第1次産業プロジェクトの推進を図るため、県単事業における地元分担金を、従来の10%から5%に引き下げるものであります。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、本3件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本3件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第15．議案第68号

日程第16．議案第69号

日程第17．議案第70号

日程第18．議案第71号

日程第19．議案第72号

日程第20．議案第73号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第15、議案第68号令和3年度五ヶ瀬町一

一般会計補正予算（第４号）についてから、日程第２０、議案第７３号令和３年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第１号）についてまでの６件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第６８号から議案第７３号までの６件は、これを一括議題とします。

本６件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第６８号令和３年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第４号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、社会福祉協議会運営費補助金と国民健康保険病院事業会計繰出金の増額が大きなものとなっています。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ１億４，０００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ４４億３，６５０万円とするものです。

それでは、１ページ、第１表「歳入歳出予算補正」の歳入の主なものから説明します。

地方交付税は、普通交付税を１億１，２００万円追加いたします。

国庫支出金は、現年度発生公共土木施設災害復旧事業負担金と社会資本整備総合交付金の追加が主なものです。

県支出金は、地籍調査事業補助金の減額が主なものです。

町債は、商工債を減額、土木債、災害復旧債を増額しました。

次に、２ページの歳出の主なものについて説明します。

総務費は、総合交通対策事業費の準生活路線・定期路線バス運行経費補助金の増額が主なものです。

民生費では、社会福祉協議会運営費補助金を増額しました。

衛生費では、国民健康保険病院事業会計繰出金を増額しました。

農業費では、地籍調査測量委託料を減額しました。

商工費では、新型コロナウイルス感染症対策指定管理者雇用対策支援給付金を追加しました。

土木費は、土木総務費の公有財産購入費を減額しました。

次に、４ページの第２表地方債補正について説明します。

これは、各種事業費の変更により、地方債借入予定額を調整したものです。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第６９号令和３年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億5,391万9,000円とするものです。

予算書1ページの歳入について御説明いたします。

繰入金は、歳出における人件費の増額に合わせて、一般会計からの繰入金を増額しております。

予算書2ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、職員共済改定に伴う人件費に係る増額です。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第70号令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の組替えを行うものです。

議案書1ページを御覧ください。

予算第3条に定めました収益的収入及び支出のうち、収入の病院事業収益、医業収益中、入院収益を5,151万5,000円減額し、その他医業収益を141万5,000円増額し、医業外収益中、補助金を10万円、町負担金を5,000万円増額するものです。

次に、議案書2ページ、支出の病院事業費用、医業費用中、給与費を320万円増額し、経費を320万円減額するものです。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第71号令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの補正は、保険給付費の組替え、地域支援事業費の減額が主なものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ117万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億2,110万1,000円とするものです。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ141万9,000円とするものです。

1ページの歳入から御説明いたします。

繰入金は、一般会計繰入金について、地域支援事業分に係る分の減額が主なものです。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、事務費について減額しています。

保険給付費は、事業間の組替えを行っております。

地域支援事業費は、包括の運営費として、人件費に係る予算の計上と不用額の減額が主なものです。

諸支出金の増額は、介護サービス事業勘定繰り出しのための増額です。

それでは次に、介護サービス事業勘定について、9ページの歳入から御説明いたします。

繰入金は、保険事業勘定からの繰入金を計上しております。

続きまして、10ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、事務費を計上しております。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第72号令和3年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ172万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5,714万1,000円とするものです。

1ページの歳入から御説明いたします。

後期高齢者医療保険料は、今年度の調定額に合わせて増額をしております。

繰入金は、今年度の保険基盤安定繰入金に合わせ、減額をしております。

繰越金は、前年度決算により繰越金を増額しております。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

後期高齢者医療広域連合納付金について、保険基盤安定負担金を今年度の負担額に合わせて減額しております。

予備費につきましては、繰越金を調整し、増額計上しております。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

議案第73号令和3年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算の組替えを行うものです。

予算書1ページの歳入について御説明いたします。

一般会計繰入金を15万円減額し、貸付金収入を15万円増額するものです。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、本6件について提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本6件について、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

_____ . _____ . _____

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、12月3日午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。御苦労さまでした。

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時46分散会

2 目 目

令和3年第4回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(第2日)

令和4年12月3日

○ 会議に付した事件

日程第1. 一般質問

○ 出席議員（8名）

1 番 甲斐 義則 議員	2 番 小笠原 将太郎 議員
3 番 田中 春男 議員	4 番 太田 保義 議員
5 番 渡邊 孝 議員	6 番 佐藤 成志 議員
8 番 秋本 良一 議員	9 番 甲斐 政國 議員

○ 欠席議員（1名）

7 番 綾 健一 議員

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	廣本 憲史
総 務 課 長	小迫 幸弘	町政対策推進室長	児玉 憲彦
建 設 課 長	田原 昭生	企 画 課 長	北島 隆二
会 計 室 長	垣内 広好	町 民 課 長	齊家 晃
教 育 次 長	増永 稔	福 祉 課 長	武内 秀元
病院事務長	奥村 和平		

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜	書	記	那須 香織
--------	-------	---	---	-------

午前10時00分開議

○議長（甲斐 政國君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の出席議員は8名です。

7番 綾 健一 議員から、会議規則第2条第1項に基づき、欠席届が提出されました。

定足数に達しておりますので、ただちに、会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（甲斐 政國君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は通告順に発言を許します。

初めに、8番、秋本良一議員、御登壇願います。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

町有地計画、地域活性化につながる取り組みについて、お尋ねをいたします。

町内には、町有地として、山林や原野、あるいは国道付近にも点在しており、町の振興に利用できる箇所も多いと考えます。今回はその中の旧鞍岡小学校跡地（イベント広場）についてお尋ねします。

数年前までは、高齢者クラブでグランドゴルフを楽しまれ、草刈り等維持管理も行われていました。最近はその姿も少なくなり、現在は第11区公民館で年に数回草刈りが行われていますが、すぐに雑草が茂り雨水排水も悪く、グラウンドとして、またイベント広場として利用できない現状であります。

鞍岡地区の中心地でもあり、また国道265号線沿いの利便さ等を鑑み、地域の活性化方策が求められます。地域特性を活かしたアイデアや工夫で使用方法が広がると考えていますが、町有地の管理者としての考えを伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

秋本良一議員のご質問にお答え致します。

旧鞍岡小学校跡地グラウンドは、町有普通財産ではありますが、元来から地区住民においてイベント広場の愛称として活用されていると認識しており、地域活性化策としての町の方針は持ち合わせていない現状にあります。これまで活用されてきた地域の意見を尊重し、地域の中から活性化策等のアイデアが示されれば、連携して協議していきたいと考えますが、町内の町有地全般について、公有地及び公有施設有効利用対策委員会でトータル的な検討も必要であると考えているところです。

現段階の考えは以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 8 番、秋本良一議員。

○議員（8 番 秋本 良一君） 8 番、秋本良一です。今、町有地計画、地域活性化についての答弁を頂きましたが、参考として、鞍岡小学校の移転についてお尋ねします。移転に至った経緯と年代をお尋ねします。併せて、移転、建設費の起債及び償還残高また償還期間等お答え頂ける範囲でお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（増永 稔君） 教育次長です。ただいまの秋本良一議員からのご質問にお答えいたします。

まず、鞍岡小学校が移転した経緯と年代についてですが、昭和 50 年あたりになりますが、当時の町内の小中学校の校舎は木造で築年数もかなり経過しており、校舎自体が危険であるということで、建て替えの計画が進められていたようであります。昭和 51 年 5 月に三ヶ所小学校の新校舎が完成し、次に鞍岡小学校を建て替える計画になっておりました。ただ、当時の鞍岡小学校が立っていた敷地についてですが、昭和 51 年の 12 月定例議会において、当時の原田教育長より、次の 3 点の理由により、適当ではないという判断をしていると答弁しております。

まず、敷地が狭いということ、次に、日当たりが悪いということ、そして 3 点目に、当時の災害危険箇所調査において、学校の手前から街並みの上段までが急傾斜で、災害の恐れがあると指摘されているということであります。また、それ以外に、当時、大雨の時に、危険な兆候がある場合には、鞍岡小学校のみ児童を早く帰すようにという連絡を教育委員会から行っていたようであります。また、校舎の裏側で、がけ崩れが発生し、災害復旧工事を行ったり、それ以外にも補強工事を行った箇所も数か所あったとのことです。このようなことにより、現在の場所に移転したということであります。

次に、移転、建設費の起債及び償還残高、償還期間のご質問についてですが、まず、昭和 54 年度に敷地造成を行い、翌年度の昭和 55 年度に校舎建設を行い、昭和 56 年 3 月 15 日に完成しております。建設費用は、敷地造成費も含め、2 億 2,872 万円かかっております。その財源としまして、国庫補助金が 1 億 745 万円、起債が 8,570 万円となっております。この起債の償還期間は 25 年間設定しており、平成 17 年度に償還が全て終了しているところであります。私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 8 番、秋本良一議員。

○議員（8 番 秋本 良一君） 8 番、秋本良一です。今、移転に至った経緯等について答弁を頂きましたが、移転時において、跡地の活用についての協議の記録は残っているのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（増永 稔君） 教育次長です。ただいまの秋本良一議員のご質問にお答えいたしま

す。

跡地の活用についての協議の記録についてですが、鞍岡小学校完成後の昭和５６年から昭和６０年にかけての町議会の定例会等の議事録を拝見させていただきました。それを見ますと、地元鞍岡の議員の方々から、「小学校跡地の活用についての考えは」というような一般質問が出ておりました。それに対しての答弁で、昭和５７年１２月の定例議会では、危険箇所ということで移転をしている経緯があるため、利用計画については、具体化はしていないと答弁しております。

また、翌年昭和５８年１２月の定例議会では、ゲートボール、テニス、１１区の運動会など、比較的自由にご活用いただいているので、当分はこのような活用をしていきたいというふうに答弁しております。

このようなことから、グラウンドについては、鞍岡地区の住民の方に自由にご利用いただくために開放されて、これまで来ているのではないかと考えております。

私からは以上であります。

○議長（甲斐 政國君） ８番、秋本良一議員。

○議員（８番 秋本 良一君） ８番、秋本良一です。現在、この付近には立て看板が２枚あります。まず一つ目がグラウンド横にあります「急傾斜地崩壊危険区域祇園町１地区（注意）この区域内で土地の形状変更する場合は、知事の許可が必要ですから西臼杵支庁土木課に相談ください。」という看板、二つ目は第１１区公民館前に１１区土砂災害危険区域図があり、説明文は「この土砂災害危険区域図は、あなたが住んでいる地区の土砂災害危険箇所とその危険箇所です。土砂災害が発生した場合に被害の及ぶものと思われるおおよその区域や避難場所及び避難経路等を図示したものです。」となっています。

このように現地付近に２枚の看板がありますが、この現状での利用できる範囲を明確にお伺いします。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。秋本良一議員からのご質問にお答えいたします。

まずグラウンド横にあります、急傾斜地崩壊危険区域祇園町１地区の看板につきましては、看板が設置してある箇所から国道２６５号線に接続している町道芋の八重・一の瀬線に至る範囲で約２ｈａの範囲を急傾斜地崩壊危険区域として宮崎県が平成１２年５月に指定・設置されたもので、その区域で土地の形状変更する場合は知事の許可が必要といった、区域内の行為等の制限を示す看板で、議員が問われています、旧鞍岡小学校グラウンドは現在、この区域からは外れています。

もう１枚の、第１１区集落センター前の看板は、平成８年頃、各行政区の公民館周辺に町が設置したもので、地区の土砂災害危険箇所と被害が発生した場合のおおよその区域を図示し、土砂

災害の恐れがあるときは早めの避難を呼びかける看板となっています。看板の内容を見ると、設置されている第11区集落センター周辺は、急傾斜地崩壊危険区域や急傾斜地崩壊災害危険区域にもかかっておらず、さらに、第11区集落センターは指定予定避難場所として示されています。看板設置後、平成13年に土砂災害防止法が施行され、平成27年の一部改正では基礎調査結果の速やかな公表、土砂災害警戒情報の市町村への通知、一般への周知を義務付けられ、町も県による基礎調査が終了していない中ではありましたが、平成29年に五ヶ瀬町防災ハザードマップを作成、翌年の5月に全戸配布しました。さらに、県による基礎調査が終了したため、今年の4月には五ヶ瀬町防災ハザードマップ更新版として再度全戸配付を行いました。

その中では、第11区集落センター周辺は土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に指定されており、グラウンドの位置は現在、建物がないことから、区域の指定はされていませんが、将来、建物等が建設され、土砂災害防止法に基づく5年に1回の基礎調査のときには、おそらくそこがかかってくるのではないかと担当課としては考えているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。土砂災害特別警戒区域は建物がないところは指定されないのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。土砂災害特別警戒区域は、土砂災害が発生した場合、建物に損壊が生じることによって住民の生命等に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域になります。現在は指定されていませんが、今後建物が建った場合、調査のときには、恐らくそこはかかってくるものじゃないかと担当課としては思っているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。

今、建設課長、それから教育委員会の次長から答弁をいただきました。これまでの答弁を考えてみますと、この土地の利用としての選択肢といたしましては、大きく分けると3つほど考えられるのかなというふうに思います。

まずは、まあ、住宅地として、つまりは箱物。

また、あの、イベント広場としての地域資源を生かした経済が生まれる施策。

また、現状のまま維持していくのかというようなことになろうかというふうに思っておりますが、ここで、町長にお尋ねしますが、町の活性化といたしまして、町長とされましては、こうした利用についてのどういうお考えがあるのか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

秋本良一議員の御質問にお答えさせていただきます。再度の町有地の管理者としての考えについての御質問と捉えてお答えさせていただきます。

冒頭に答弁させていただいたとおり現時点での計画については、白紙の状況であります。先ほど、建物、構造物の話が出ましたが、現在、宮崎県応急仮設住宅建設マニュアルに基づき地域防災の観点から、例えば、大規模災害が発生した場合の応急仮設住宅建設予定地として、候補地台帳にこの場所を選定している状況にもあります。

今後に向けては、先ほども申しましたとおり公有地及び公有施設有効利用対策委員会において、さらに現状分析また現状把握を進めて分析を進めていければと考えております。

現在のところは、以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 8 番、秋本良一議員。

○議員（8 番 秋本 良一君） 幾つかの選択肢のお話をいただきました。

そしてまた、地域のアイデア等を示されればという先ほどの答弁の中にもございましたが、地域の意見をもちろん聴くことは何よりも優先し、事を進めていく上では重要な手段であるというふうに私も認識をしております。ただ、聴くだけではなく行政主導も必要ではないかというふうに、私はいつも考えておるところでございますが、なぜならば、地域の活性化にはやっぱり一定のスピード感が極めて重要ではないかというふうに思っております。

そして、例えば、そこを利用するにあたりましてですが、そこに何を求めていくことが未来の五ヶ瀬町へとつながっていくのか、また資源として誇れる何があるのか。その資源を発信し、人との交流ができる要素があるか、また地域経済が生まれる持続性が保たれるのであるかといったようなことが大事じゃないかなというふうに、私は思っておるところでございます。

今まで、私の記憶をたどりますと、そのイベント広場につきましては、鞍岡の祭り実行委員会の主催、これは記憶をたどったときのことでありますけれども、農協職員の方、それから公民館長さん、組長さん、地区役員、商店街等で地域を盛り上げてきた経緯がございます。そのときのイベント広場としての建物も、今現在残っておるわけでございます。

それも、先ほどからも申し上げておりますように、高齢者クラブの人たちがグラウンドゴルフを楽しまれておりましたけれども、グラウンドコンディションが悪くなり、現在は休止状態であります。

また、2 年ほど前までは、11 区若者が中心になり運動会を開催して盛り上げてきておりましたが、コロナ禍にもより現在は中止しているのが現状ではないかというふうに思っております。

そこで、私からの提案として、このグラウンドの地域有効利用といたしましての提案を一つさ

せていただければと思っております。

現地の強みを、私なりに分析をしてみました。

国道265号線沿いでもありまして、椎葉村と国道218号線を結ぶ位置でもあり、御存じのように椎葉村も資源を生かし経済効果を上げる努力をされており、新たに2020年の7月には交流拠点施設k a t e r i eを新設して、村外からの交流もあり通行車両も大変多くなってきているのが現状でございます。

また、鞍岡地区は独特の歴史や伝統文化も多く、また、元宮崎県文化財保護審議会会長の甲斐亮典先生によりますと、五ヶ瀬町、特に鞍岡には阿蘇地方の農村文化の原形が残っているというふうに言われております。阿蘇地方との歴史、文化の深さがうかがえる特異な地域でもあり、阿蘇地方の関連で集客にも期待できるものというふうに思っております。北に阿蘇地方を、東に九州島発祥の地の祇園山、西に黒峰山、南に冠岳があり、九州を代表する山に囲まれ聖地を思わせるような祇園町地区であり、歴史や文化が漂う雰囲気がある地域というふうに私は思っております。

以上のようなことから、多様性を持ったテーマパークイベント広場としての活用を提案をしてみたいと思っております。伝統文化伝承の地としての利用についてはいかがかなということで提案をさせていただきますが、現在、鞍岡に伝承されております心影無双タイシャ流棒術——これ400年以上前になるようでございますが——剣豪の時代、日本を2つに分けた東の柳生、西の丸目と言われた剣豪時代でございます。熊本県は球磨郡錦町生まれの丸目蔵人佐長恵が開眼したと言われている心影無双タイシャ流棒術が、現在も鞍岡だけに伝承されております。御存じのように7月の15日の祇園神社の夏の例大祭におきまして、多くの五ヶ瀬中学校の生徒たちが伝統文化の日として棒術を披露し、また保存会会員によります白刃の演武も披露して大きな注目を浴びております。

熊本県球磨郡錦町役場企画観光課にお尋ねいたしましたところ、錦町としても武術として師範的には引き継がれておりますけれども、伝承活動は現在行われていないということとあります。また、ほかの地域でも、このタイシャ流棒術については地域での伝承活動をされているということは聞いておりませんということでございました。このタイシャ流棒術は、もう町長、御存じと思いますが、球磨郡から椎葉村を経て鞍岡に伝わったとされておりますが、この伝わってきた椎葉村さえも伝承されていないのが現状であります。現在、伝承されているところは鞍岡だけであるというふうに思っております。

そこで、演武をかたどった建造物の建立やまた阿蘇地方とのつながりの深い戦国時代無敗の武将甲斐宗運、祇園神社第40代の神職歴もあるという日向国、鞍岡生まれという記録がございますが、この甲斐宗運の巨像の建立なども計画して、そういった伝統文化のテーマパークとして棒

術や白刃の演武の練習や披露をすることにより、また伝承に磨きがかかるのではないかというふうに私は思っておるところでございます。

ちなみにコロナ禍になる前は、戦国時代など歴史や史跡に対して真摯に活動する女性たちの歴史、また阿蘇家の名刀蛭丸の伝説、御存じのように、この蛭丸の伝説につきましては、大和町の蛭丸の伝説、それから五ヶ瀬町内の口方面にある蛭丸の伝説とがあります。こうしたことに非常に関心が高い刀剣女子、また町内幾つかの神社仏閣がございますが、そうしたパワースポットなどを求めて、関西、関東地方からツアーを組んで多くの人がコロナ禍になる前は訪れておりました。ワイナリーで食事やお土産等などを買っていただいたり、経済効果もその当時上がっておりました。

このように、アイデアや工夫を重ね、発信することによりもっと外貨を稼げる手段になるのではないかというふうに思っておるところでございます。こういうことにつきまして、また地元の人たちともお話をしましたところ、地元住民の方たちによりますと、今のグラウンドが道路よりは非常に高いところにあるということで、非常にイベント広場としては利用しにくいと、現在のグラウンドを道路の高さまで下げてほしいと、イベント開催しても高い位置にあると通行車両からは見えないし、また階段の一段一段が高く高齢者、足が不自由な人にとっては大変不便であるという声も聞いておるところでございます。まあ、ちょっと長くなってしまいましたが、こういったものを含めまして、町長、今後の取組について再度お尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

秋本良一議員の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘のとおり多様性を持ったイベント広場としての活用と、それぞれ伝統文化伝承とこういったものもたくさんあるよという御指摘でございます。確かに鞍岡地区の歴史を見てやはりタイシヤ流棒術とか様々なそういった剣豪が残した伝承技術等を残されているというすごいものを持たれているなど感心と驚きも含めて考えているところです。そういった中で、先ほど若干申されました行政主導においてスピード感を求めることも必要だよということもありますが、まあ、あの、いろんなケースがあって、やはりケース・バイ・ケースによるものではないかというのが私の考えるところでございます。スピード感は、御指摘のとおり大切な事項でありますけども、この本広場においては、これまで地域内で紹介ありました活用されてきた経緯もあって、これからのいろんな諸条件、子供が減る、お年寄りが増えるとか、そういったところのことを考えた地域の意見は無視できないと思っております。仮に行政主導で地域活性化を進めた場合に、地域の理解が得られなければいけませんし、地域主導による持続可能な施設活用ができないことも考えられます。まずは、その様々な意見が出てくると思いますので、先ほど議員が提案いただきました、

それぞれの活用も含めて、いろんなアイデアを伺うことが適切じゃないかなということを考えております。

それから、先ほどの看板の当時の経緯も含めて、やはり265号の国道から高さがかなり大きいということで、あの部分を切り取って道路面との差をないようにする部門については、やはり十分な検討をしないと安全性、危険箇所という過去の課題もあったわけでしょうから、十分配慮しながら、まあ、計画するとすれば検討が必要になるだろうと思っております。ということで、現段階での段差解消する切土とか擁壁工とかそういったものはちょっと厳しいのかなというのを考えております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。

今、あの、町長のほうからも答弁をいただきました。まあ、あの確かにいろいろ今回初めてこうした一般質問させていただいて、すぐの答えが出るとは私も思っておりませんが、現状を鑑みられたときに、今のままでは非常にまずいと思いますので、やはり国道沿いでもありますし、何かのやっぱり活用すべき、そして、地域の活性化につなげていく、経済効果が生まれる場所として今後取り組んでいただきますように、そしてまた、地域の方たちもそういった何らかの形をやっぱり望まれております。今の現在からしますと最初に申し上げましたが、草刈り等も1年に数回、11区公民館主催でやっておられますけども、ただ草を刈るのは刈りますが、非常に状況も悪いし、危険箇所も、危険といいますか、草刈り自体をするのも非常に危険な急斜面とかもありまして、なかなか頭を痛めていらっしゃるようでございますので、そういったところも総合的に含めて地域のこれからの活用、それから管理の仕方等についても御検討いただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） これで、秋本良一議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（甲斐 政國君） 次に、3番、田中春男議員、御登壇願います。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中春男です。通告に従い、一般質問を行います。

集落道の維持管理、道路改良について。

まず1点目。現在、当町にある集落道について、少子高齢化により法面の草刈り等の維持が困難になってきている地区があると思われるが、今後、維持困難な地区の管理についてどのように行っていくのか伺います。

2点目、集落道について、カーブがきつく勾配も急な未改良の地区があるが、これらの道路改良について、今後、どのような計画で行っていくのか伺います。

まず1点目の質問として、地域住民がふだん通勤や買物等で利用している集落道については、現在、町道、林道等を利用しております。生活道路ということもあり、道路法面の草刈り等については地域で年に1回、2回程度の作業を行ってもらっていますが、住民の減少、高齢化により対応ができない地区が今後増えてくると思われます。地域で維持管理困難となる路線について、今後、町としての対応を伺います。

次に、2点目の質問を行います。

生活道路の改良については、所管の担当課において有利な補助事業等により随時進めてもらっていますが、議員活動等で町内を回ってみると、カーブがきつく勾配も急な未改良の地区が多数見受けられます。これらの道路改良について今後どのような計画で行っていくのか伺います。

1点目の維持管理が困難になってきている路線の管理について、町長の意見を伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

田中春男議員からの集落道の維持管理について、まず1点目の質問にお答えさせていただきます。

町内の生活道路として利用されております町道、林道の維持管理につきましては、本来であれば、議員御指摘のとおり町ですることになっておりますが、草刈りや側溝清掃については、議員が申されましたとおり毎年、道路愛護月間に合わせ町内一斉清掃日を設け、町道の草刈り、清掃等を各行政区へ依頼し、僅かではございますが、交付金の支払いを行っているところです。

中には、2回から3回実施されているところもあり、今まで道路景観が保たれているのは地域住民の御協力のおかげであると大変感謝しているところです。

しかし、議員御指摘のとおり住民の高齢化により草刈り作業が困難になりつつある集落も多く見受けられるようになっております。町としましては、可能な限り地域住民の御協力をいただきながら、業者等への外部委託の予算も年々拡大していかなければならない時期に来ていると思います。

まず1点目については、以上でございます。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中春男です。

ただいま町長の答弁にもありましたとおり道路愛護交付金、また草刈り等で使うタイヤショベル等の重機使用料の補助をいただいているのはありがたいところであります。

新年度予算編成の時期でもありますので、除草作業等の業者委託予算も検討していただきたいと思いますが、将来的な維持管理を考え、路線によっては道路法面を1.5メートル程度モルタル吹きつけを行う対策も必要になってくると思います。こういったことで草刈り等の負担も軽減

されるのではないかなと思っております。

町長の考えをお聞かせください。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

田中春男議員からの維持管理を軽減するための一部モルタル吹きつけ等の導入についてということにお答えさせていただきます。

法面等へのモルタル吹きつけにつきましては、過去に佐藤議員からも御提案いただいたところですが、現在、建設課で進めています改良工事等につきましては、その現場地形に合わせて、法面崩壊防止のためモルタル吹きつけとかブロック積み、植生系の保護を行っておりまして、少なからずとも維持管理の軽減にはつながっていると思うところです。

今後もそういった道路改良等に合わせて、御指摘がありましたとおりモルタル吹きつけを含めた除草作業の軽減化につながるような工法があれば導入していきたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3 番、田中春男議員。

○議員（3 番 田中 春男君） 3 番、田中春男です。

工事単価のこともありますが、地域住民の負担軽減につながるように、ぜひ法面吹きつけの事業を進めてもらえたらと考えております。

また、他町村と比較するのはどうかと思いますが、隣の椎葉村の例を挙げますと、村内を3地区に分けて、タイヤショベルを現在は2台保有し、各2名ずつ計6名で村道、林道の整備をされているということです。これにかかるタイヤショベル2台合わせての年間維持費は消耗品費、特定自主検査料と合わせて約80万円と聞いております。これに初期投資として重機の購入費、毎月の人件費、燃料代はかかってくるわけではありますが、本町でもこういったことを取り入れることによって、地域住民の負担も軽減され、また横断溝の泥除去等、常に整備していくことで災害復旧費も減少が見込まれるのではないかと考えられます。また、これから先の冬場の除雪については地元の建設業者が町からの要請があると除雪をしてもらっていますが、人員不足、重機の数も少ないということで、すぐには対応できないというのが現実です。これらのことについても少しは解決できるのではないのでしょうか。

こういったことから、このことについて前向きに検討されることを強く要望して1点目の質問を終わります。

次に、2点目の集落道の改良計画について町長の考えを伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

2点目の集落道の改良計画についてお答えいたします。

集落道として利用されている町道、林道の改良につきましては、建設課とか農林課、事業課のほうで取り組んでいるところですが、町道につきましては、社会資本整備総合交付金事業、地方創生道整備推進交付金事業、林道につきましては、地方創生道整備推進交付金事業や県単林道網総合整備事業等でできる限り高補助率の事業に申請し、整備を行っているところです。その背景には、非常に町の財源上の厳しさがあるというのがございます。町道の場合で申し上げますが、総路線数が136路線、総延長が178キロメートルとなっており、改良率が26.9%とまだまだ改良しなければならない箇所が数多く残っているのが現状でございます。

予算の関係上、一度にはできない状況ではありますが、通学路を優先に住居が点在している路線の安全性、利便性の向上を目的に随時改良工事を行っている状況です。

ちなみに本年度の町道改良につきましては、8路線の改良舗装工事を行っており、また、現況道路勾配等の関係で補助対象にならない路線について単独事業で2路線、改良舗装修繕を行っているところでございます。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中春男です。

効率の補助事業に申請し、随時改良工事を進めていただいておりますが、町長が申されましたとおり子供たちの通学路を優先的にというのが第一であると思いますので、引き続き安全、安心な道路の整備に努めていただきたいと思います。町道も全体で136路線ということで管理も大変であり、全ての要望に応えていくのはなかなか困難であると思いますが、整備の優先順位をつけられると、どうしても道路の利用者が少ない路線が後回しにされがちだと感じますので、冬場の積雪や凍結による危険性や救急車や消防車両等の緊急車両の出入りの点等も考慮していただき、改良計画にのせていただくことを要望します。このことについて、町長の意見を伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

田中春男議員の御質問にお答えします。

町内の町道につきましては、改良率は26.9%と非常に低い状況ではありますが、町内に出てみますと、今までの改良工事により集落内については普通乗用車が通らない場所はなくなっている状況であると思います。

先日、鞍岡赤谷線の事業説明会が鞍岡で行われましたが、やはりあいった県道等についても鋭意やはり地域住民、また議員さんも含めていろんな現地踏査の御意見等を踏まえて、やはり年々限られた予算の中で道路拡幅とか勾配修正が行われています。やはり、そういった取組が大

事なんだなと思ったところでございます。そういった中で、議員が申されましたとおり路面凍結とか緊急車両の出入りを考えますと、まだまだ整備をしていかなければならないと思っているのは本当の気持ちです。担当課のほうも各路線の状況を見ながら、利用者の数だけではなく安全性優先で計画を行っているのは間違いありませんので、緊急時に必要である箇所は予算の範囲内という制約がございますが、単独の維持工事としてガードレールとかカーブミラーの設置も行っているところです。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中春男です。

ガードレール、カーブミラー等を設置していただくことは通行される住民の方の命を守る上で大切なことでありますので、限られた予算の中ではあると思いますが、引き続き整備を行っていただくことを強く要望します。

ガードレールにつきましては、気になっている路線があります。スキー場に通じている町道本屋敷波帰線について、ガードレールが著しく傷んでいる箇所が数多く見受けられます。この路線については、年間を通じて山登り等の観光客やこれから先、冬場になるとスキー客が利用しており、安全性もさることながら、景観も悪い状態が続いております。特に冬場においては、スリップ事故等が起きた場合は転落等の大事故につながることも限りません。全面改良が予算の都合上できないのであれば、ガードレールの設置、カーブの切取り、縦断勾配を緩やかにする等の部分改良で対応できないものでしょうか。町長の考えをお聞きます。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

田中春男議員からの町道本屋敷波帰線、特にハイランドスキー場に連絡する道路のカーブミラーについての御質問にお答えいたします。

いよいよ五ヶ瀬ハイランドスキー場も12月16日に安全祈願祭を行い24日にオープンいたします。どうぞ、議員の皆様の方の力強い応援を、まずは応援お願いしたいということで考えております。

まず、そこで町道本屋敷波帰線のガードレールにつきましてですが、議員の御指摘のとおり損傷が激しく危険な箇所が存在しているのは認識しているところです。損傷の大きな原因はスキーシーズン中の除雪作業に起因しているものがあると思っているところでございます。このことにつきましては、私も株式会社五ヶ瀬ハイランドの代表ではございますが、スキー場を運営している五ヶ瀬ハイランド、また除雪作業に当たってもらっている委託業者の皆様、また町道の管理をしている建設課の3者でしっかりと協議を行い、今後、対応策を取っていきたいと思っております。

す。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3 番、田中春男議員。

○議員（3 番 田中 春男君） 3 番、田中春男です。

今、1つの路線を挙げて申しましたけれども、本屋敷波帰線に限らず、町内にはたくさんの危険を伴う、そしてまた未改良の路線があります。地域住民の方からいろんな機会話を聞くと、あそこのカーブの切取りはできないものだろうか、そんな話を多々聞くことがあります。先ほども言いましたが、できることであれば部分改良でも工事を行っていただき住民の方たちが安全に、そして安心して利用できる道造りを行ってもらいたいと思います。

以上、2点のことについて前向きに検討され実現されることを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（甲斐 政國君） これで、田中春男議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（甲斐 政國君） ここで、10分間程度の暫時休憩といたします。場内の時計で11時から始めたいと思います。よろしくお願いします。

午前10時47分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（甲斐 政國君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、4番、太田保義議員、御登壇願います。

○議員（4 番 太田 保義君） 4 番、太田保義です。通告に従い、一般質問を行います。

五ヶ瀬町平和祈念館（仮称）の建設について。

戦後76年を経て、私たちは今、平和の中に日常生活を送ることができます。

しかしながら、太平洋戦争が終結するまでに、この五ヶ瀬町からも多くの方が出征され、356名、三ヶ所村242名、鞍岡村114名の方々が戦死されています。

こうした戦時の存在を歴史的事実として後世に語り継ぎ、平和を願う象徴としての五ヶ瀬町平和祈念館（仮称）を建設すべきであると考えます。それが若くして日本国のために亡くなられた英霊の御霊に応える、私たちのせめてもの務めです。

こうした思いが、いつしか地域を構成する人を育み、五ヶ瀬町の新しい風土の醸成になると考えます。また、これから五ヶ瀬町に生まれ来る、非常に命と平和の尊さを語り継ぐ平和教育の施設となり、教育基本法の趣旨に沿うことにもなると考えます。町長の考えを伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。太田保義議員からの五ヶ瀬町平和祈念館（仮称）の建設についての御質問にお答えいたします。

太田保義議員からもありましたように、太平洋戦争が終結するまでに、五ヶ瀬町からも356名の尊い方が戦死され、五ヶ瀬町の将来を担う人材が亡くなられたという歴史的な事実がございます。

そのようなことから、本町では三ヶ所地区並びに鞍岡地区の遺族会が中心となって、毎年春に戦没者追悼式を開催し、亡くなられた英霊の御霊をしのび、二度とこのような戦争をしてはいけないという誓いが行われています。

また、宮崎市の宮崎県遺族会館内には、宮崎の戦争記録継承展示室が設置され、戦没者の御遺族などの戦争を体験された方々の御労苦を伝える数多くの遺品、資料などを通して、戦争の悲惨さや平和の尊さについて考えていただく場が提供されています。

また、後ほど教育委員会のほうから報告頂きますが、町内の小中学校においても、他の自治体には劣らない平和教育が現在実践されております。

このようなことから、議員から御提案頂きました五ヶ瀬町平和祈念館の建設を通した、命と平和の尊さを語り継ぐ平和教育ではなくても、現在の町内及び県内での取組において、十分に役割を果たしているのではないかと考えております。

したがって、重要性、必要性は感じますが、新たな施設の建設につきましては、現段階では考えておりません。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（増永 稔君） 教育次長です。私のほうから、現在の町内の小中学校における平和教育の状況について、お答えさせていただきたいと思います。

まず、小学校についてであります。6年生の社会において、戦争のことについての取扱いをされているところです。

また、それ以外につきましては、例えば夏休み中の登校日において、原爆や終戦の日、またオリンピックの起源等について、校長先生から子供たち児童生徒に講話をされたり、また、3・4年生の国語科においては、戦争を題材にした物語文を学習したり、また、5・6年生の夏休みの課題で、戦争についての調べ学習、また、地域の方々にも学校のほうに来ていただいて昔の様子、また、戦争についてのお話を聞いたりというようなことで、学校ごとに様々な取組をされております。

また、中学校においても、やはり同じく夏休み中の登校日に、また、地域の方、また、DVD教材による戦争体験者のお話などを聞いたり、また、社会科はもちろんですが、やはり国語、ま

た道徳、英語においても、戦争を題材にした文章等を学習しているところであります。

また、本年度ですが、中学校の修学旅行の行程の中に、宮崎市の赤江にあります、旧海軍航空隊宮崎基地の跡地を見学しまして、平和に関する講話を聞く予定にしているようです。

このように、各学校において様々な機会を活用しながら、平和に関する教育を行っているところです。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4 番、太田保義議員。

○議員（4 番 太田 保義君） 4 番、太田保義です。今回は一問一答の形を取りたくなくて、私がここに至った経緯だけを述べさせて、質問を終わらせていただきたいと思います。

戦没者の方に関しては、町民によっていろいろな意見があります。確かに、うちには戦没者がいらっしゃらないという方もいらっしゃいますが、こういうことをおっしゃる方もいらっしゃいます。私たちには父母がいます。父母に生まれた、おじいちゃん、おばあちゃんですよね。10代に遡れば、1,000名以上の命につながっていると言います、1,000名以上の。そういったことを踏まえた場合、無関心であることを私はできなかったんです、聞かされて。

だから、そういったことを一度でも触れてほしい、そういった思いで出したんですけども、一度でも触れて成長することが、五ヶ瀬町の私は風土を育むことになると思います。町長もこれに書いてあります、人を育む。ちゃんと書いてあります。人とともにということ。そういったことに私は沿うと思ったからです。

それから、毎年、全国戦没者追悼式においては、町においてもしていただいたんですが、ここ二、三年はコロナの関係でやっておりません。いつもの町主催の事業には感謝いたしております。

その中で、英霊の御霊をとということがよく出てくるんですが、どこにあるか考えました。宮崎の護国神社でもいい。東京の靖国神社でもいい。私は、ここにあると思います。ここに帰ってきていると思います。だから、徴兵されて戦地に向かうせがれの後姿を万感の思いで見守った母が、父が、兄弟が、そして新妻たちが眠っている、ここにあると思います。私は、そう信じています。

今、三ヶ所と鞍岡の遺族会でそれぞれにやっておりますが、忠霊塔、見てください。風雨の中でさらされて、コケむし、草むし、ごく限られた人たちのものになっている。これは間違っていると思います。日本国として戦地に送り込んで、この仕様はあまりにも悲惨だと思います。こうした思いで、今回述べたまでです。

だから、こういった風土、先人のことを大事にする施設、実際目で見ると、感じる、356名の名前を飾った施設に入れば、こういった気持ちになるか。一度でいいから、皆に生まれたら考えてほしい。そういう町にしていきたいと思います。

だから、五ヶ瀬が変われば、必ず西臼杵も変わります。西臼杵が変われば、宮崎が変わると信

じています。私は、こういった信念の下で、この議案を提出させていただきました。

また、次回以降に、このことについては伺いたいと思います。今回はこれで終わりにしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） これで、太田保義議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（甲斐 政國君） 次に、5番、渡邊孝議員、御登壇願います。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。通告に従って、次の4つの質問を行います。
よろしく願いいたします。

質問事項1、少子化対策、出産・子育て支援の今後の考えは。

質問事項2、町道維持管理費の増額の考えは。

質問事項3、ふるさと応援寄附金の増額につながる施策の考えは。

質問事項4、五ヶ瀬ハイランドスキー場の今季の営業に対する決意と目標は。

質問事項1についての要旨と内容について御説明させていただきます。

（1）全国的な少子化問題は、本町においても喫緊の課題の一つである。将来を見据えたとき、今後どう考え、どう対策、実行していくかが重要だと思うが、その考えを伺いたい。

少子化対策の関連質問として、2点させていただきます。

1点目、若者や子育て世代が住みたいと思う魅力あるまちづくりの施策について。

2点目、空き家改修を含めた来年度の住宅環境整備実施について。移住・定住を含めて。

（2）出産・子育て支援の今後の取組と考え方についてお伺いいたします。

関連質問を2点。

1点目、母親が安心して出産できる環境づくりの取組について。

2点目、出産祝い金の内容と額の見直しについて。

以上、質問いたします。

なお、質問事項2番、3番、4番につきましては、その都度、質問の要旨、内容を説明させていただきます。

それでは、少子化対策問題について、町長の御答弁をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員の御質問に、まずお答えいたします。

本年第2回定例会において、渡邊議員から同様の質問を頂いているところでございますが、基本的な考えを説明させていただきます。

議員御指摘のとおり、少子化対策は本町に限らず、全国的にも非常に大きな課題であります。御承知のとおり、本年度から第2期五ヶ瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略をスタートさせた

わけでございますが、本町としては、戦略に沿って施策を展開することが重要であると考えております。

子育て世代や若者が住みたいと思う魅力あるまちづくりについてであります。総合戦略基本目標の1で掲げさせていただいている、安定した雇用の創出と若者が働きたいと思える就業環境の整備、また、基本目標の2で掲げております、子供を産み育てやすい環境づくりに沿って各施策を展開していくことで、少子化対策につながればと期待しているところでございます。

基本的な考えは以上でございますが、再度の質問につきましては、それぞれ担当課長もおりますので、一問一答でお答えさせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。今回、また再度、私がこの質問をしようと思った理由について、ちょっと御説明させていただきます。

あくまでも私の知っている範囲でのことですが、最近、五ヶ瀬町から、二組の御夫婦が転出されました。また、近いうちに、現在の住まいを出ていかなければならないという方もいらっしゃるようです。理由はそれぞれ違いますが、その方々に小さいお子様が実はいらっしゃるって、たとえば1人、2人の小さな子どもさんでも、町からいなくなるということは、とても寂しいことです。残念なことです。そういったことで、改めて少子化対策について向き合ってみようと思ひまして、再度質問をさせていただきました。

今後、少子化、私たちの住民生活に大きな影響を及ぼすことは間違いありません。このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処することが必要であり、施策の基本的理念を明らかにし、進めることが大事だと思います。

そして、様々な重要課題があるとは思いますが、次の2点について関連質問をさせていただきます。

まず、1点目、若者や子育て世代が住みたいと思う魅力あるまちづくりの施策について。

先ほど町長のほうから、安定した雇用の創出、若者が働きたいと思える就業環境ということでありましたが、じゃあ具体的にどういった考えがあるのかを、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。今、渡邊孝議員から関連質問を2つ、子育て世代や若者が住みたくなるまちづくりの施策についてということと、空き家改修を含めた住宅環境整備、2点御指摘頂きました。

1点目の具体的な施策につきましては、企画課長のほうから答弁をさせます。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

若者や子育て世代が住みたいと思う魅力あるまちづくりの具体的な施策について、まずは、総合戦略の若者が働きたいと思える就業環境の整備についてであります。企業誘致につきましては、第2回定例会でも答弁をさせていただいたとおり、非常に困難な状況にあります。引き続き県と連携しつつ、またアンテナを高く張りながら、情報収集に努めさせていただきます。

町内の雇用拡大につきましては、総合戦略において安定した雇用の創出と就業環境整備を基本目標に、新規創業の支援、農業担い手の確保及び医療・福祉分野の雇用情報の提供を掲げており、本戦略に沿って雇用拡大ができればと考えているところです。

企画課で担当しております新規創業の支援の部分につきましては、新年度に向けて新規開業支援事業の見直しと特産品開発事業の見直しを図り、引き続き支援を行う方向で検討しているところであります。

次に、総合戦略の子供を産み育てやすい環境づくりについてであります。婚活支援の取組につきましては、御承知のとおり新型コロナウイルスの影響により、これまで婚活イベント開催事業は活用されていない状況にあります。引き続き同様のイベント開催経費助成に加え、個人でイベントに参加する場合の参加料の助成制度と、みやざき結婚サポートセンターへの入会登録料の助成制度を継続する方向で検討しております。

対象者の方におかれては、なかなか婚活イベントに参加しづらいという事実もあると思われますが、町内団体でのイベント開催につきましても、助成の対象としておりますので、地域の中からアイデアにより活用していただければと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。今、課長のほうから具体的な考えはあるのかということに対しまして、企業誘致とか新規事業の支援、農業担い手の支援、または婚活イベントと、いろいろ考えがあるということでお答えがあったわけですけど、皆さん、町長も当然御存じのとおりですが、うちの町からお願いをして、五ヶ瀬町地域づくりの人口分析ということで、藤山浩先生をお願いをして、長期にわたって分析を出していただいております。

この中でも、明らかに人口減少が進んで、少子化が進んでいくよということが、しっかりとデータとして出ているわけですので、こういったことをしっかり考えていただいて、今後対応をしていただきたいと思います。

次に、2番の空き家改修や移住・定住を含めた来年度の実施予定の住宅環境整備について、お伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊議員の住宅環境整備についての御質問にお答えいたしま

す。

来年度実施予定の住宅環境整備についてでございますが、現在、予算編成作業中真ただ中でございますので、検討中とした答弁させていただきます。

まず、一般住宅につきましては、今年度におきまして、老朽化した銀世界住宅を解体させていただきましたが、その敷地の有効活用について、現在検討を重ねているところでございます。広木野地区の個人から譲渡を受けている住宅につきましても、整備と一般住宅化について、次年度に向けた検討を現在行っているところでございます。

財政状況が厳しい本町において、比較的低コストで効果を生む施設として空き家を活用すべく、例規の整備を行い、本年度から空き家対策計画を施行させていただき、現在、詳細な空き家調査を実施しているところでございますが、次年度に向けて、空き家バンクの設置を行う方向で検討を行っております。

将来的には、空き家バンク制度の確立を目指し、1人でも2人でも、1世帯でも2世帯でも定住化につなげていければと考えているところであります。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。私、この住宅問題については、度々議員になってからも、3度目ぐらいになるのではないかと思います。御質問させていただいております。渡邊議員が、また住宅のことかと、町長も思われるかもしれませんが、私も地域住民の皆さんから、会うたびによく、この住宅のことは聞かれます。住む家がないよねって。若い人がどんどん出ていくよねということを聞きますので、あえて何度も何度も繰り返し御質問をしているところであります。

前にも申し上げたと思いますけども、私が住んでいる鞍岡のほうから、若い御夫婦が何人もよそに、お隣の山都町辺りに御夫婦で、何組かの御夫婦が出られております。数えてみると結構な人数なんです。そういったところで山都町の住宅にもお邪魔してみたところですけども、非常にいい環境の中で住まわれているなと思ったところです。うちの町にも、こういった住宅がいっぱいあるといいんだがなと思ったところでありました。

当然、住宅環境の内容に関しては、前にも申し述べたように、公営住宅の数というのは、県内でも下のほうとなっております。諸塚村がうちよりも戸数的には低いわけなんですけども、人口当たりの住宅数とすれば、うちが一番やはり少ない状況ということを改めて認識していただきたいなと思っているところであります。

少子化問題に加えて、ちょっとデータの的ですけど、町長御存じだと思いますけども、今、子供さんの数が非常にやっぱり町内少ないということで調べてみましたら、鞍岡小学校が全校生徒

が37名、三ヶ所小学校61名、坂本小学校34名、上組小学校については19名ということがあります。

また、保育所に関しては、中央保育園が84名、鞍岡保育所は21名ということで報告を受けております。鞍岡保育所も21名ということであれば、これ以上、子供が減っていけば、存続の危機かなと本当に心配します。

そして、また小学校もいずれ、あまり口に出して言いたくはありませんけども、統合とかいうことになって少なくなっていけば、やはり子供たちの声が地域からなくなることは、非常にやっぱり地域の活性化にはマイナスになるわけですので、十分そこを考えていただきたい、今後、思っているところであります。

次の質問に入りたいと思います。

(2) 番の出産・子育て支援の現状と今後の取組と考えるについてお伺いをいたします。

○議長(甲斐 政國君) 町長。

○町長(原田 俊平君) 町長です。渡邊孝議員からの2番目の質問、出産・子育て支援の今後の取組と考え方についてということでよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

2点ほど質問が上がっております。母親が安心して出産できる環境づくりの取組についてが第1点。それから、出産祝い金の内容と金額の見直しについてという、大きな2つの質問が出されております。

まず最初の、母親が安心して出産できる環境づくりの取組についてにつきましては、現在進めている分もございますので、福祉課長のほうから答弁させていただき、2番目の祝い金の見直しについては、後ほど私のほうから答弁させていただきます。

○議長(甲斐 政國君) 福祉課長。

○福祉課長(武内 秀元君) 福祉課長です。出産・子育て支援の今後の取組と考え方につきまして、渡邊議員の御質問にお答えをいたします。

出産・子育て支援につきましては、平成26年11月のまち・ひと・しごと創生法の制定をきっかけに、平成27年度五ヶ瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたしまして、出産祝い金支給制度、妊婦健診交通費助成、不妊治療助成及び妊婦歯科検診事業等、平成27年度以降に様々な事業を導入をしております。

まず、母親が安心して出産できる環境づくりの取組につきましては、妊婦健康診査助成、妊婦健診交通費助成、妊婦歯科検診、産婦健康診査助成がございます。

また、今年度から産後ケア事業を導入いたしまして、産後に心身の不調や育児不安のある方、家族等から家事または育児の支援を十分に得られない方を対象に、医療機関等において支援を行う取組を行っております。

そのほか、出産直前の宿泊費助成の検討も行っております。これは近くに産婦人科がないことから、陣痛が始まってから産婦人科に移動しては、分娩に間に合わないケースがあったということから、産婦人科と相談をいたしまして、安心して分娩できるよう、事前に宿泊をさせるものでございます。

このように徐々にではありますが、出産・子育て支援がさらに充実するよう努めております。産婦人科は、本町から車で約1時間かけて、延岡市や宇城市松橋町、菊陽町に通うことになりますので、安心して出産できる環境づくりは限界があるというふうには感じておりますが、できる限りの支援策を講じております。これに加えて、現在検討しております、出産直前の宿泊費助成が可能になれば、ある程度安心して出産ができるようになるのではないかとこのように考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。母親が安心して出産できる環境づくりということで、いろいろな取組が我が町でもなされているということを改めて知ったところです。

出産前の宿泊費助成ということが、ちらっと出ましたが、これもう少しちょっと詳しく御説明あれば、お願いしたいと思っております。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

これは、出産直前、大体3日前から助成を行うということで、大体産婦人科に聞いてみますと、1泊1万5,000円程度かかるということで、その1割を個人負担ということで考えておりますので、1,500円が個人負担で、3日までは助成をしますということで、予算要求をする予定にはしているという状況でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。私もまだ、この子育て支援についての十分な勉強ができていませんでしたので、いろいろ担当課のほうに足を運びまして、いろいろ聞いたところであります。

その中で、五ヶ瀬町の子ども・子育て支援に関するアンケートということで、これ平成31年の3月に実施されているようであります。中を見て、事細かくアンケートを取って、次につなげるんだぞということで、これ100ページにわたってアンケートを取られています。非常に前向きに検討されているんだなと思ったところであります。

そして、それと同時に、昨年の3月に第2期五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画ということ

で、約70ページにわたって、こういう計画はなされております。ほかの町に決して劣らない、こういうアンケートを取ったり、計画を立てて、子育て支援をしようということがなされているんだと、改めて感心をしたところであります。

ぜひ、年間に、この五ヶ瀬町で生まれる子供さん、正直言って10名足らずです。ですから、やっぱりそういった部分でしっかりと、これが少しずつ少しずつ多くなるような感じになってもらえればいいと思いますので、今後とも努力をしていただきたいと思いますと思っています。

次に、2番の出産祝い金の内容と額の見直しについてということで御答弁をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員からの出産祝い金の内容と金額の見直しということで、私のほうからお答えさせていただきます。

御存じのとおり、本町の出産祝い金の額は、第1子・第2子が3万円、第3子が5万円、第4子以降が10万円という形となっております。この金額は、近隣町村と比較して低いというのが実情でございます。

このことに関しまして、平成31年度に福祉課職員だけなんですけど、福祉課内でアンケート調査を実施した経緯がございますが、その意見では、出産祝い金は1人が出産する人数によって差をつけず、一律が望ましいんじゃないでしょうかという意見とか、出産祝い金はあげずに、入学時に祝い金を創生してほしいと、そういった意見。

また、子供の医療費助成の見直し等が必要じゃないですかと、様々な意見を頂いているところでございます。

出産祝い金の見直しにつきましては、そういう状況もあって、近隣町村と比較して遜色ない金額に見直したいと現在考えておりますが、非常に出生者数も少ないということで、これがどんどん大きくなる場所ではないということも考えていますけど、先ほど出ました、いろんなその他の祝い金じゃなくて、医療費助成とか、やっぱりその辺も大事なのかなということも考えていまして、現在、新年度予算に向けて、こういったところの見直しが大事なのかということで検討しています。

福祉課のほうでは、先ほど意見がありましたとおり、出産する人数によって差を設けず、一律が望ましいんじゃないでしょうかと意見も頂いていますので、その辺も踏まえて、先ほどの地方創生議論の中でどうあるべきかということも踏まえて、しっかり議論していきたいと思っております。

現段階では以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（５番 渡邊 孝君） ５番、渡邊孝です。今、町長のほうから御答弁頂きました。近隣の町村に比べて若干低い状況ということは認識されておるということでもあります。

よく若いお母さんたちにやっぱり聞きますと、どうねと言いますと、ほかの町のほうが何か多いみたいですねって。やっぱり多くはしなくてもいいけど、同じぐらいにはしてほしいですねという御意見をよく聞きます。

さっき言われたように、１子目、２子目、３子目という僕は考え方じゃなくて、お二人つくられたのか、３人つくられたのかということで、当然３人目ということは、１子目、２子目がいらっしやるから３人目ということでもありますので、少しでもそういうふうにお祝い金ですので、子だくさんというのは昔からやっぱり喜ばれているわけですので、そういうことを考えて、今後、その増額をぜひ見直していただきたい。

それと、また医療費の関係で、そちらのほうで子育て支援をしたいということでもありますので、そちらも併せて一緒に進めていっていただければ、うれしいかなと。

いずれにしろ子育て世代のお母さんたちは、お祝い金が少ないよりは多いほうが喜ばれるわけですので、ぜひ前向きに検討をしていただきますようお願いを申し上げます。

質問１の少子化・子育て支援については、これで終わりたいと思います。

次に、質問２に移りたいと思います。

町道維持管理費の増額の考えはということでお伺いをしますが、町道の維持管理費は予算額、決算額ともに、近隣の町村に比べて低い状況であります。住民の多くの要望に応えるためにも、予算額の安定的な確保と増額が必要ではないかと考えます。

現在、令和４年度の予算編成の時期であるが、町道の維持管理に係る来年度の予算について増額の考えはないか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員からの町道の維持管理について、改良工事も含めてお答えいたします。

通常の改良工事につきましては、道路の安全性確保を目的に、補助事業に申請し、随時改良を行っているところですが、議員御指摘の町道の維持管理費につきましては、町単独予算であるため、最低限の予算配分を行い、不足分につきましては、補正予算で対応しているところでございます。

令和２年度、３年度は庁舎建設もありまして、町全体の予算の単独事業を減額させていただいており、町道維持費予算についても、前年度比７０％での予算配分となっております。

議員が申されております近隣町村５町村の維持管理費費用を比較しますと、最も低い数字であることも認識しております。町道の関連町で見ますと、五ヶ瀬町が最も少ない延長ではあります

が、1キロメートルあたりに換算してみても、予算配分が少ない状況です。

担当課の建設課としては、限られた予算の中で維持工事の発注をしながら、住民の要望に応えてもらっている状況であります。新年度予算について、担当課との協議を今後しっかり行いながら、予算編成に当たっていきたいと思います。

現状は以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。町長のほうも今答弁の中にありましたが、町道の総延長が、うちの町はほかの町に比べると短いようであります。約176キロ程度ということで、先ほども町長が述べられたように、メーター当たりの単価に関しても、ちょっとほかのところよりも低いということで、実は、この道、町道、作業道とか林道に関しては、非常にやっぱり住民たちの要望が多いようであります。

昨年の秋に、私たち議員2人1組で実施した町内巡回においても、町民の皆さんから、道路維持に関する要望は50か所以上ありました。また、先月11月に実施しました議会報告におきましても、数件の要望がありました。町内巡回の要望に関しては、既に町長にも報告済みであります。

こうした状況を考えたとき、現在の予算では対応が難しいのではないかと考えたところであります。住民生活の安全や施工の緊急性を考えた上で、優先順位をしっかりと見極め、スピーディーに工事施工を進めていただきたいと思うわけであります。

先ほど3番議員のほうからも、そういった町道辺りの改良とか、そういったことも御質問等がありました。町道維持管理に関しては、補修、修繕が主になってくるだろうと思います。今回議会にも提出がありました中山集落からの要望書のような町道の改良工事等は、社会資本整備総合事業等を活用されるのではないかなと思っておりますが、いずれにしろ要望等が非常に多いことでありますので、来年度の予算編成の時期でありますので少しでも、補正でつけられるということではありますが、しっかりとした当初の予算を組んでいただければありがたいと思うところであります。

次に、質問の3番目に移りたいと思います。

ふるさと応援寄附金の増額につながる施策の考えはということで、御質問をさせていただきます。

ふるさと応援寄附金は、貴重かつ重要な町の収入源である。この寄附金を増やすことは、まちづくりの将来の発展のために大きな力を発揮すると思うが、今後どう対応していかれるか、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊議員からのふるさと応援寄附金の関連の質問にお答えいたします。

ふるさと応援寄附金についての御質問であります。この件につきましては、過去にも質問頂いている経緯がございます。ふるさと納税創設当時は、地方創生の一環として、納税者が頑張る地域を応援するんだという、納税先を選択して、地域間の地域づくり競争を生むことで、地方創生を進展させようという基本理念に乗ったスタートをされたものでございますが、いつしか返礼品による寄附金獲得競争になっている状況でございます。地域間競争が過熱するにつれ、総務省によるルールが改められつつ、現在に至っております。

当初の国の狙いとは、地方の取組の相違が進んでいる実態ありますが、本町においても、ルール内で取組を進めてきたところでございます。先日11月5日には、私も含めて企画課の課長とかグループ長、それから担当職員も一緒に、年間80億を寄附頂いている都農町に訪問させていただいて、河野町長、また担当の課長、それから実際担当している担当者の方々のこれまでのいろんな意見、それから経緯を聞きながら、五ヶ瀬町として見直すところはここ辺があるんじゃないかというところを聞き取りを行ったところでございます。

そういった中で、少なからずも寄附額も本町も増加傾向にありますが、全国レベルには本町の寄附額は程遠いものがあり、御指摘のとおり、議員がおっしゃるとおり貴重な町の財源として、次年度には向けて寄附額を増やす取組が求められると感じております。基金をつくり、例えば、1億でも2億でも3億でもそういった寄附額から、やはり先ほどの子育て支援を含めていろんな教育の課題、やれる分がございます。何とか次年度以降、一步一步になりますが、その寄附額を増やす取組をやっていくということでございます。

以上が現状であります。それぞれの返礼品の現状とか今後の考えもありますので、再度の質問につきましては、一問一答で答弁をさせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 町長の答弁の中にもありましたが、そもそもこのふるさと応援寄附金というのは、自分の生まれた、生まれ育った故郷の自治体や応援したい自治体に、ふるさと納税ということで応援寄附金をするわけです。この応援寄附金を増やすために、全国の自治体で様々な取組がなされているようです。でも、その多くは、返礼品の検討と見直しと聞いております。

そこで2点、関連質問をさせていただきます。

本町における返礼品の現状と今後の考え方について御質問させていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

返礼品の現状についてであります。まずは過去の状況としまして、本制度を本町が施行しました平成20年度当時については、寄附者の方に1年間の広報誌を送付することから開始しております。この当時から376万円の寄附金でございました。平成28年度にふるさとチョイスを利用し、同時に、返礼品に5事業所81アイテムを採択し、1,500万程度に、以後、ポータルサイト、返礼品を増やしながら、令和2年度には、13事業所89アイテムの返礼品により、1,727万円の寄附額まで増えてきたところであります。

続きまして、返礼品の今後の取組についてであります。現在、次年度予算の編成中であり、検討中ということでは申し上げられませんが、本年度において、返礼品及び寄附額について、先行自治体である都農町の取組について情報を頂いているところであります。都農町担当課からアドバイスを今後も頂きながら進めてみたいと考えております。

まずは、本年度利用を開始したポータルサイト2の画像を含めたページ内を専門家に委託し、寄附希望者の目に留まりやすいページへと自立を図りたいと考えております。

また、全国的に好評である地元産米の定期便や混在ルールを活用した返礼品の採択、併せて送料及び手数料を返礼率から除外し、消費者目線に立ち回り、コスパの充実を図ることを検討中であります。

また、先ほどの少子化対策でも答弁させていただいた特産品開発事業見直し、返礼品開発枠を設け、その採択を審査する審査会を創設し、地域の返礼品へのアイデアや地域内事業者の収入増につながる取組を検討しているところであります。

次年度に向けた取組については、以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

今、町長並びに担当課長のほうから御説明がありました。都農町のほうに足を運んでいかれて、取組についていろんな情報収集をされた。都農町が何か80億というようなふるさと応援寄附金、ふるさと納税があるということで非常にうらやましい限りであります。これに似ていろんな勉強というか、アドバイス等を受けられたと思うんですが、今現在、来年度に向けて何か頭に浮かんでいるものが、具体的には申されなくても結構ですけども、あるとすれば、ちょっとお答えを願いたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。渡邊議員の御質問にお答えします。

全国的に、肉類がやはり好評であるというところで、新しい事業者にも肉の返礼品を依頼したいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5 番、渡邊孝議員。

○議員（5 番 渡邊 孝君） ありがとうございます。

最初、冒頭でも言いましたように、やっぱり町とか市の競争になって、納税をするその方のページをめくってみてみると、返礼品のよしあしで納税を決めているということが何か多いようであります。スマホ等とかいろいろタブレット等で調べてみますと、もう見るからに、おいしそうな牛肉とか海産物等が並んで上位を占めているような状況であります。ぜひ、うちのこの五ヶ瀬の農産物、ほかまでたくさん特産物があるわけですので、今後もPRを重ねていただき、この納税額がアップするように努めていただきたいと思います。

この納税額、ふるさと寄附金ですが、自分の生まれたふるさと、また、応援したい自治体、そして自分の働く場所のある自治体など希望する、先ほど言いましたけれども、いろんな理由で寄附、それぞれだとは思いますが。

そこで、次の質問をさせていただきたいと思います。

この五ヶ瀬町の町外から通われている職員の皆さんの寄附金の状況と、その働きかけを教えてください。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊議員の御質問にお答えします。

町外在住職員の寄附の状況についての御質問であります。この件につきましては、過去に幾度か同様の質問を受けたところでもございます。

状況から御報告いたしますと、令和2年度において8件、25万円、令和3年度につきましては、年度途中ではありますが、2件、7万円となっております。原則、強制すべきものではなく、個々の意識、自主性、生活環境の状況によるものと考えておりますが、地域づくり、意識醸成の一環として、引き続き協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

私からは、以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5 番、渡邊孝議員。

○議員（5 番 渡邊 孝君） 5 番、渡邊孝です。

大変、こういうのは、私の口からは大変言いにくいんですけど、町外から通われている職員の皆さんに、できるだけそういった応援寄附金をしていただきたいなと、個人的にも思っているところであります。

以前、調べたところ、うちの職員さん、約130人ちょっといらっしゃると思うんですが、そのうちの町外から通って勤務されている方が41名ほど。ちょっと前のデータになりますので、今は、多少、変わっているのかとは思いますが。この数字も近隣の町村からすると、多めにはなっておるところであります。住民の皆さんは、やはり町の職員として働いて、町外から来られて

いれば、できれば少しでも応援してほしいよねというのが、やはり率直なお気持ちだと思います。

ちょっと横にそれるかもしれませんが、11月19日の宮日の新聞の若い目の欄に、五ヶ瀬中学校2年生の女子生徒の記事が掲載されておりました。

3年生の五ヶ瀬デザインプロジェクトの発表に参加し、五ヶ瀬町をより活性化させるための提言を聞き、驚いたという内容であります。私も、来年は先輩の思いを受け継ぎ、町の活性化、認知度の向上、そしていつかふるさとに恩返しをしたい。五ヶ瀬の将来の大人として、未来の五ヶ瀬町を自分の手で創造していきたいと書かれてありました。

私が住んでいる町に、こんなにすばらしい中学生がいらっしゃるなんて思って感動したところです。私たち大人は、子供たちの手本となるよう、しっかりと五ヶ瀬町の未来を見つめて考えていかなければならないと改めて思ったところでもあります。自分勝手な思いではありますが、どうか職員の皆さんも、この町で仕事ができることを誇りに思っていていただいて、同時に感謝の気持ちも持っていていただいて、五ヶ瀬町の将来のために、日々、公務に頑張っていていただきたいと思うところでもあります。

次に、4番目の質問に移りたいと思います。

五ヶ瀬ハイランドスキー場の今季の営業に対する決意と目標はということでお伺いをします。

五ヶ瀬ハイランドスキー場は、新型コロナウイルス感染症や温暖化、異常気象などで、2年連続、そして長期的な業務不振が続いております。スキー場存続の意味からも、今季の営業は非常に重要なシーズンと捉えています。今シーズンにける決意と目標をお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

今季のスキー場営業に関する決意と目標との御質問であります。まずは、営業の件については、町長としての立場ではなく、五ヶ瀬ハイランドの代表としての御質問であると受け止め、そのような立場での答弁とさせていただきます。

近年においては、議員御指摘のとおり、コロナ禍の関係もありますが、入場者も減少傾向にあり、さらに、昨年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響、オープンすると同時に緊急事態宣言が出たというのもあって、例年以上に入場者も落ち込んだところであります。

ここに来て、いわゆる第5波も峠を越え、国においてもイベント入場開催要件もある程度緩和の方向に動いており、今季の営業についても感染対策をしっかりと講じた上で、12月24からのオープンを決めさせていただきました。

ただ、今日も宮崎県、また久しぶりに感染者が出たという情報も頂きましたので、今後、変異ウイルス株の部分も含めて、やはり予断を許さないなという思いも持っているところでございます。

そういった中、さっきのスキー場の営業につきましては、先ほど申しましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による団体客等の大幅な減少がなければ、単年度収入として、黒字計上も推測されたんだけどなという思いもあることから、今季は団体客の取替え値も含めて、五ヶ瀬町、五ヶ瀬ハイランド一帯となって、営業PR活動を展開したいと。既に展開をしているところでございます。

具体的な今季の入場者数の目標として、例年、黒字計上ができると考えられるオーダーを3万人とやはりかかげて、トップセールスを行ってまいります。議員各位におかれましても、入場者増に向けて、格段の御協力をよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。残り時間10分です。

○議員（5番 渡邊 孝君） 町長御答弁のとおり、大変厳しい環境の中で営業をしていかなければならないということで、私も非常に、御存じのとおり、6年間スキー場のほうにお世話になり、また、その関連の仕事としてもう延べ10年間くらいはスキー場に関わってきた者として、せっかく、これは平成2年に開業して、約30年間頑張ってきたこのスキー場でありますので、何とか頑張って、継続していただきたいと思っはおるわけですがけれども、やはり、町民の皆さんがいつも言われるのは、どれぐらいの経費をかけて、どれぐらいの収入があるのか、ということが非常にやはりいつも言われるところであります。

会社のほうにお尋ねしましたところ、ワンシーズンで6,000万円ぐらいの経済効果があるよということはお聞きしておりますので、その辺の経費との費用対効果をしっかり今後判断して、長期的に見たときにこの何といいますか、累積的な損失が大きくならないように苦渋の選択をしなければならないときもあれば、それはそれなりに決断をするべきではないかと思っているところであります。

スキー場に関しては、私たち議員も含めて、一生懸命営業活動をして、今季の営業がしっかりと黒字になるように頑張らなければいけないと思うところであります。

以上で、私の質問は全て終わったんですが、先ほどから申しておりますように、現在、来年度の予算編成の時期であります。それぞれ編成をされているとは思いますが、いろんなこの町の予算の中で、改めて見つめ直すところもあるんじゃないかと。個人的には、これちょっと少ないんじゃない。特に委託料なんかは、ちょっと少ないんじゃないと思うところもあれば、こんなにかかるのかなと思うところもあります。

それと、あと各課からいろんな予算の計上が上がってくるとは思いますが、できるだけ各課のそういったことにも答えられるように、編成の時期でありますので、検討をしていただきますようお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） これで渡邊孝議員の一般質問を終了します。

.....

○議長（甲斐 政國君） ここで暫時休憩といたします。1時間程度休みたいと思いますので、場内の時計で13時05分から再開したいと思います。

午後0時03分休憩

.....

午後1時02分再開

○議長（甲斐 政國君） それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

次に、2番、小笠原将太郎議員、御登壇願います。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 議席番号2番、小笠原将太郎、通告に従い、次の3つの質問を行います。

まず、3つの質問を述べまして、その後、それぞれのことににつきまして要旨を述べ、質問をしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず第1番目です。新庁舎におけます来客用駐車場の案内表示について。

その次、ヒートショックに関する注意喚起について。

3つ目が五ヶ瀬町地域活性化拠点エリア整備構想検討委員会の動向についてでございます。

この3点について御質問させていただきたいと思います。

それでは、第1番目でございます、新庁舎の来庁者用の駐車場の案内表示について質問させていただきます。この新庁舎における来客用の駐車場でございますが、こちらに来られた来庁者が、現時点ではどこに車を止めていいのか非常に分かりづらいというのが一つの現状だと思っております。それにつきましては、現実的な車を止めるエリア、そして、そこに向かう案内板等の設置について町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原将太郎議員からの来客用駐車場の案内表示について、私のほうからお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、現在、新庁舎は完成しましたものの、旧庁舎の解体と駐車場整備がこれからということもありまして、新庁舎の構造上、玄関付近に駐車スペースが確保できなかったということは認識をしております。その関係もありまして、身障者用駐車場は設けておりますものの、以前より遠くなり、利用しづらくなったというのを感じているところでございます。

一方、現時点での設置看板についても、現状での案内板設置でございますので、今後、旧庁舎解体後の駐車場整備の中で十分に検討していかなければいけない事項だと考えています。

これから進めてまいります予定の旧庁舎解体並びに造成工事、さらには駐車場整備において、

御指摘があるこれらのことは、しっかりと検討し、対策を行ってまいりたいと考えています。現段階の私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2 番、小笠原将太郎議員。

○議員（2 番 小笠原将太郎君） 2 番、小笠原将太郎。今、町長が申されたように、この庁舎玄関、いわゆる入り口付近には駐車スペースがございません。見ますと、裏口付近といいますか、夜間の通用口、出入口の付近には、一応、車いすのマークがしてありまして、そちらに止められるスペースを確保してございます。

こちらに五ヶ瀬町の新庁舎建設基本構想という平成30年につくられたものがございしますが、この1番に、町民に開かれた誰もが使いやすい庁舎というふうに明記してございます。そして、もう一つ、2番目には町民サービス等ありまして、誰もが分かりやすく利用しやすい施設ということが明記してございます。

そして、今、いろいろ調べていきますと、思いやり駐車場というのがございますね。要するに、身障者ではなく、妊婦さんとか、けがをしている方とか、そういう車に頼っているというか、車を降りた後に苦労があるような方々のスペースというのを広く造られている状況だと思います。

私が考えるところは、先ほど町長が言われましたけれども、まずは構造上、玄関の手前に駐車スペースが設置できなかったということについて、その構造上というところを、どういう理由でできなかったか、法規的なとか、道から何メートルとか、いろいろな問題があったかと思うのですけれども、その辺を御説明していただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原将太郎議員からの再度の質問にお答えします。

確かに、今、議員御指摘のとおり、町道側についてのスペースの玄関口関係の部分を含めて、本来ですと建物の意匠設計とか、それから道路の機能維持の制限を含めて、じゃあ何メートルあるのかというのは確認しておりますが、例えば、あの部分を潰して、そこに駐車場というのも当然あるのですが、現段階では、先ほどから繰り返しますが、今から駐車場を造らなければいけない。それから、倉庫等は造りましたけれども、向こうのほうにやはり1回道路を渡らないといけないとか、それぞれの敷地のスペースの課題が当初からあったと思っております。そういったところで、できる限り、玄関口、それから庁舎入り口に思いやり駐車場的なものを設置しなければいけないということは基本理念かなと思っています。

また、今、ブロックで置いている部分等についても、現状は完成していますので、最終的な全体駐車場計画が、造成後、出来上がった段階で、そういった思いやり駐車場も含めた配置等については、先ほどから繰り返しますが、十分検討していきたいと思っております。ここで、ここをこうしますというのは、現状ではまだ説明はできませんので、御理解をお願いします。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2 番、小笠原将太郎議員。

○議員（2 番 小笠原将太郎君） 2 番、小笠原将太郎。町長のお答えはもつともだと思います。

ただ、私、この庁舎、先ほど町長が意匠という言葉を使われましたけれども、簡単に申しますと、見た目はすごくすばらしい。某有名コーヒーチェーン店の看板を上げてもおかしくないような造りだと私は思っておりますが、ただ、唯一欠けている点は、お年寄り、弱者といたしますか、そういう方々に対する配慮がすごく欠落しているのではないかなと思われまます。

まず一つ、庁舎がオープンした当時、開庁した当時は車寄せと申しますか、あの部分に軽トラが止まったりしておる姿を見ました。ここに止められるのであれば、お年寄りも便利だし、よろしいなと思った次第です。また、雨が降っても、あそこの前に止めておれば、雨にぬれずに、軽トラで来られた足の不自由なお年寄りも安心して来られる。そう思っておりました。だが、実際に蓋を開けてみると、この頃は、あちらに花壇を置いて、車をここに止めないでほしいというような形になっております。そういうところを見ると、先ほど申しましたように、お年寄りとか、体の不自由な方に対する配慮が、若干といたしますか、大きく欠けていると思います。

それから、この建物を見ると、この頃よくニュース等で見ますお年寄りの踏み間違いによる急発進とかバック。実際にAコープでも僕は何回も見ました。突然車がぼんと。皆さんも御存じかもしれませんが、Aコープのところのカーブで、お年寄りではなかったのですけれども、ぐるっと回って郵便局に突入したりした方もいらっしゃいます。それを防止するために、通常、こういう建物の周りには防止するための柵というかポールが立っておりまして、そういう事故を防ぐようになっているのではないかなと思うのですが、そういうものも今のところ見当たりません。身障者のところには、一応、車止めはありますけれども、あれぐらいの高さだと、間違いなく乗り越えて、突入してくるのではないかなと思ったりもいたします。ですので、その辺も含めまして、町長の今後のお考えをもう一度、しつこいようなんですが、お聞かせいただければと思います。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原将太郎議員からのありがたい提案を含めて、確かに、今、御指摘のあったとおり、踏み間違いとか、今から高齢者が増えるわけですから、じゃあ間違っちゃってアクセルとブレーキを踏んだときに、今の駐車場では乗り越えて突破する。そこにガードパイプとか、そういうものは確かにいるんだろうなという気がします。その辺を当初設計で見れなかったというのは、それぞれのいろんなところの工夫をもう少し考えないといけなかったというのは当然あるのですが、大まかな全体の流れの設計の中でできていなかったということです。なので、それが必要かどうかということも踏まえて、他の自治体の事例も踏まえて、今から駐車場の

用地の整備をしていくわけですから。

ただ、先ほどから言うけれども、玄関入り口に駐車スペースの制約は、これは当然としてあるわけですから、じゃあそれをどうやってカバーするかというところ、道路を隔てて向こう側には用地が確保できる。そこで安全歩行帯を造ってするとか、ソフト的な対策も踏まえて検討していく必要があるのかなと思っています。

ただ、そういう指摘は、いろいろと出していただきたいし、そういったところで我々も真剣に議論していきたいので、今回の提案については真摯に受け止めさせていただいて、議論させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2 番、小笠原将太郎議員。

○議員（2 番 小笠原将太郎君） 2 番、小笠原将太郎でございます。町長のお話はごもつともで、今後の駐車場の建設、設置等にぜひ生かしていただきたいと思います。

それと、駐車場とは物的といいますか、また違うのですが、この間、僕はお風呂が好きなもので、高森町の瑠璃という温泉施設に行っておりました。そうしたら、おばあちゃんが 1 人来られていて、チケットを買って、そのカウンターで、車をそこに止めているから動かしてくれるかと言っているわけなんです。要するに、そのおばあちゃんは、その近辺の駐車場に止められないので、そこまでは来たけど、そこまで来たら、ちょっと歩いたらいいのかなと僕も思ったのですが、そういう旨をチケットのカウンターの方に申して、その方は、いいよ、おばあちゃん、私が動かしていつてあげるねというような、そういう心遣いを僕は目にいたしました。

実際、私たちも、おじいちゃんやおばあちゃんとかが来たりとかすれば、そういうことをすると思います。ですので、町長、ぜひ今後、駐車場建設するに当たって、そういう気持ちの部分から考えを持っていただき、そうすれば、よりよいものができると思います。物ができても、気持ちがなければいいものはできないと思いますので、ぜひ今後の駐車場についてはよろしく願いいたします。できれば、本当に出入口の近くに設置していただければ、もうそれに越したことはないかなと思います。やはり出入口に近いというのが、お年寄りにとっては大切なことだと思いますので、ぜひそちらのほうも難しいかもしれませんが、御検討をよろしくお願いいたします。

1 番、駐車場のことにつきましての質問は以上で終わらせていただきます。

引き続き、2 番、ヒートショックに関する注意喚起につきまして、御質問をさせていただきたいと思います。

これは、前回、私が議員になって初めての質問の中でも言わせていただいたことなのですが、その繰り返しになりますが、質問の要旨は、ヒートショックは冬場の冷え込んだ場所で、特に高齢者に起こりやすいと言われている。本町は冬場の冷え込みが非常に厳しく、高齢者も多

いことから、特に冬場のヒートショックを予防するための注意喚起が必要だと考えます。例えば、防災無線でヒートショックについての注意喚起を行うことが事故の抑止に大変有効ではないかと考えるのですが、町長のお考えをお聞かせいただければ幸いです。お願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原将太郎議員からの２点目の質問、ヒートショックに関する注意喚起ということで、前回の議会でも関連質問だったか、このヒートショックの防災無線での町民への周知という件は、そのときにお聞きしたところでございます。

端的に申しますと、防災無線での注意喚起は可能ということで考えますが、現段階のトイレとか浴室の改修を含めて、今、取組をやっていますので、その観点について、福祉課長のほうからまず答弁をさせます。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。ヒートショックに関する注意喚起につきまして、小笠原議員の御質問にお答えいたします。

本町は特に冬の寒さが厳しく、家の中の急激な温度差により、血圧が大きく変動することで、心筋梗塞や脳梗塞などを引き起こし、身体への悪影響を及ぼすヒートショックに注意をする必要がございます。また、降雪がありますと、何日も寒い日が続くことがありますので、特にヒートショックに注意が必要でございます。

ただ、ヒートショックといいますと、屋内、屋外、様々な場所において注意が必要だというふうに考えます。屋内では特に寒暖差のあるトイレや浴室がございます。屋外は、屋内からの外出時の寒暖差に気をつける必要がございます。例えば、トイレや浴室は暖房等で使用前には温かくしておくことが理想ではありますが、住宅の構造上、家全体ではなく、部屋ごとに暖める住まいが多かったり、節電節約のために暖房を最小限にしたりということが考えられます。このような場合、なかなか効果的な対策が難しいように感じますが、防災無線以外での周知方法として、広報誌への掲載であるとか、高齢者いきいきサロンや居場所等で、直接、高齢者にお話するということも考えられるかと思っております。

ヒートショックにつきましては、防災無線で注意喚起する場合は、ある程度、具体的にトイレや浴室等を指して放送する必要もあるのかなというふうに考えます。また、ヒートショックという言葉自体が町民に浸透しているわけではございませんので、分かりやすい言葉で端的に放送する必要があるというふうに感じております。仮に、防災無線で放送となった場合、行政としては、寒い日に入浴しないように促すというのは、衛生上の問題から控えたほうがよいというふうに考えますので、十分に浴室を暖めてから入浴するように放送するなどの工夫が必要ではないかというふうに考えます。どのように周知をしていくのが効果的であるのか検討いたしまして、

一人もヒートショックにより命を落とすことがないように取り組んでまいりたいというふうを考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 2番、小笠原将太郎です。福祉課長、ありがとうございました。

今の町長の答弁、それから福祉課長の答弁を聞きまして、大分安心いたしました。と申しますのも、本当に寒いです。今年は灯油が値上がりしております。随分値上がりしております。私もいつもだったら灯油のストーブをたいて温かくしているのですけれども、今年は少なくして、できるだけ節約するようにしております。そうすると、昨日、一昨日もトイレに行くときに非常に寒く、お風呂場も非常に寒いです。

私が思うに、私が住んでいるような住宅が五ヶ瀬町には多いと思います。要するに古い家屋、100年前からある、住民でいいますと四代、五代ぐらいの方々が住まれている旧日本式の家屋に改装を加えて住まわれている方が多いと思います。ですので、やはりヒートショックということは非常に今風の言い方といいですか、喫緊の課題といいですか、五ヶ瀬町にとっては大きな問題であると思います。ですので、そのことについて、町長と福祉課長のほうから取り組んでいこうということを、今、そんなふうに私は理解したのですけれども、言われたことを非常にうれしく思います。

そして、今年の冬が、もう始まっております。これが、それでは来年の冬から始めようかということだと、もしかすると、今年の冬にそういった痛ましい事故が起こることも限りません。そうなれば、ここにいる私も含めて、皆さんが心を痛めることになると思います。

非常に簡単なことでございます。今日は、先ほど昼の防災無線から流れているハローワークの放送を聞いておりました。それから、ときたま、牛の競り市の値段を教えてくださいまして、非常にいろんなことを教えてくれるなと思っておるのですけれども、ぜひ寒い日の夕方の放送で、僕は思うのですけれども、一度、教育委員会の方か、実際のお子さんの声で問いかけていらっしやった放送がございました。ああいう内容で、おじいちゃん、おばあちゃんに思いを届けば、おじいちゃん、おばあちゃんの気持ちが温かくなって、そうだな、気をつけようという気持ちになってくると思います。もし、おじいちゃん、おばあちゃんが内容をよく理解されなくても、年寄りのことを心配してくれているんだと、そういう気持ちになると思います。そうやって誰かが見守ってくれているということを知るだけでも、お年寄りにとっては幸せなことだと思いますので、可能であれば、早急に今年の冬がもう本格化しておりますが、町長、決断で、コンピューターの声であれば、今日は寒いから流したほうがいいんじゃないかと、そういう決断をしていただきまして、早急に実施していただきたいと思います。

ちなみに、昨日、僕が赤谷で会ったおばあちゃんは、私は年寄りだから、お風呂に入るときは寒いから服を着て入るんだよというお年寄りもいらっしゃいました。やはりお年寄りは入浴が非常に楽しみなのですけれども、その入浴によって、元気で自分で入浴できるようなお年寄りの命が落とされることがあっては絶対にならないと思います。予算もそうかからないのではないかなと思いますので、早めの実行をお願いいたします。

最後に、もう一度、私の今の発言に対する町長の御意見をもう一度お聞かせいただければうれしいと思いますが、よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原将太郎議員からの再度の確認の御質問ということです。

ちょっと余談の回答になりますけれども、我々の小さいころ、五ヶ瀬の寒いところで、お風呂には風が入り込む、雪も入り込む。当然、大きな昔の家はそうなんですけれども、そういった中で、お風呂に入るのが非常につらいなど。前は下から焚く方式でしたから、徐々に温くなるのですが、本当に五ヶ瀬の寒さは小さいころからしみじみと感じているところでございます。そういった上で、小笠原議員については、こちらに来ていただいて、なおさらそういう現状を痛感されているんだろうなと思っているところです。

そういうことで、ヒートショックについては、やはり注意喚起はやっていくということで、ただ、防災無線でやる場合の、どの時点でどうやって流すかという基準は、しっかり議論しておかないと、流したら全く注意喚起にならないということでは意味がありませんので、防災無線の基準をしっかりとつくって、もう12月になったわけですから、12月末から1月、2月、その時期が一番寒いわけですので、そこで注意喚起に取り組めるように、今から進めていきたいと思っております。

ただ、防災無線だけではなくて、先ほどの広報誌とか、いきいきサロン、いろいろなお年寄りが集まる場、そういったところでもチラシ等を作って、しっかりと注意喚起を図りながらやっていければいいかなと思っています。デジタル防災無線も、いよいよ文字放送もやろうということ動いていますので、例えば、今の方はお年寄りもスマートフォンを持っていらっしゃる方が多いので、今日も震度5弱の地震が2か所でありましたけれども、そういうのがすぐに入ってきますので、そういう対応も大事なのかなと思っているところです。これもありがたい提案で、しっかり考えながら進めていきますので、また何かありましたら御意見を賜ればと思っています。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 2番、小笠原将太郎です。町長、ありがとうございます。

ぜひ、早期の実現に向けて、そうすることによって、この五ヶ瀬町のお年寄りが幸せな気持ち

で過ごせる時間が若干でも増えればなと思っております。独り暮らしのお年寄りでなくても、ここから見えますけれども五郷の大将のお母さんも、前回も申しましたけれども、お風呂場で、私、お風呂に入ってくるよと言って、お風呂場で亡くなっております。孫たちの御飯を作るような元気なおばあちゃんだったんです。ですので、ちょっとした心遣いで救える命というか、長らえる命があれば、五ヶ瀬町の人口減にも歯止めがかかると思いますので、実現に向けてお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。3番目の質問につきましては、五ヶ瀬町地域活性化拠点エリア整備構想検討委員会ということになっております。これが設置されておるのですけれども、その動向についてお聞きしたいということですが、平たく私の疑問点、そして先ほど渡邊孝議員も申されましたけれども、この間、議会報告会というのを町内5か所で11月に実施させていただきました。そのときに、いろんな方々からの意見、御要望を聞いてまいりました。簡単に、端的に申しますと、役場、それから議会は何をやっているんだ、どうにかならないものか。いろんな問題がございますけれども、要約すると、住民の皆様の意見というのは、そういう形になっていると思います。

僕がこの頃よく使う言葉なのですが、伝えたつもりなのですが伝わっていない。伝えたのと伝わったというのは違くと、僕は本当に痛感しております。要するに、一つの例を挙げますと、ちょっとずれるかもしれませんが、この庁舎も幾らで建ったのかということをみんな疑問視されております。よくよく広報誌、その他もろもろを見ますと、うそは申されていないのです。トータルでこれだけかかりますということがちゃんと書いてあるのですが、町民の中には、最初聞いていたお金と全然違うんじゃないかというようなことを言われる方も多くいらっしゃいました。

そこで、この3番の五ヶ瀬町地域活性化拠点エリア整備構想、高速道路が15年後に通ります。そのことについて、今後、どういう取組をしていくのだろうかということを具体的なことをお知らせいただきたいと。今から15年、20年、何年になるか分かりませんが、そのことについては、町民の皆様に広く知らしめて、共に考えていけたらなと思っております。そのことについて、町長、御説明をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原議員の御質問にお答えします。

質問のありました地域活性化拠点エリア整備構想整備構想検討委員会の具体的な動きについての御質問でございますが、現時点の動向について御説明させていただきます。議員御指摘のとおり、将来の九州中央自動車道の延伸による経済効果を鑑み、私自身の思い描いた構想を庁舎内の統一した方向性を示した構想とするために、検討委員会の設置を審査していただいたところであ

ります。今年度、専門家による交通量及び流入量の予測を含めた基礎調査を行うべく、さきの第3回定例会に委託料を補正計上し、議決を賜ったところでございます。1つの施設にこだわらず、五ヶ瀬西インター周辺をエリアと捉え、経済活動及び観光の拠点として活用していく青写真を描くべく、来年度末に向けて構想を固めてまいりたいと考えております。これまでの経緯、具体的な動きにつきましては、担当課の企画課長から説明をさせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。小笠原議員の御質問にお答えいたします。

これまでの経緯についてであります。町長の指示を受け、5月24日付に庁舎内に副町長を委員長とする地域活性化拠点エリア整備構想検討委員会を設置させていただきました。設置時には、町長の基本的な考え方を示していただいた後、検討委員による各課の情報の交換を行ったところであります。

8月の第2回検討委員会開催においては、令和3年度の実施内容の確認をし、将来流入量予測分析調査までを実施することで決定させていただいております。

続く10月の第3回委員会開催においては、企画提案協議実施要領及び仕様書の内容確認、プロポーサル参加業者についての協議を行っており、去る11月19日に業者による企画提案プレゼンテーションを実施し、業務委託業者の決定を行っているところであります。

今後の進め方についてであります。令和3年度末までに将来流入量予測分析基礎調査を終え、令和4年度において基礎調査を基にした構想策定を行ってまいります。その後の事項については、現段階では白紙ではありますが、基本計画策定時には審議会等を設け、庁内各方面の意見を反映しつつ、広くパブリックコメント等を実施した上で、町の計画として策定公表していくことが想定されます。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 2番、小笠原将太郎です。ありがとうございます。

今後の動き、十分理解させていただきました。ぜひ、その中に、先ほど冒頭で申しましたように、町民の皆様の意見が大きく取り込まれる、そして、その告知と申しますか、知らせるという段階、町としては、こういうことをやっていくんだ、こういう計画なんだというのを、しつこいぐらい御説明していただけたらと思います。

この間も言ったかもしれませんが、3病院が合併する。今でも五ヶ瀬町で受診、入院できるのかと聞かれるお年寄りがいらっしゃいます。あれだけ県の方が来て、すばらしい説明をされているのですが、それでもまだ心配になられている方が多々見受けられます。ですので、随分先のことと思われるのですが、随分先ということは、先ほど出ました、子供たちが大人になったときの

生きる道になってくると思いますので、ぜひ、その辺を十分活用していただいて。

いかに五ヶ瀬町が望んでも、この道は通るものではなかったと思います。五ヶ瀬町は非常に恵まれた立地条件なので通るのだと思います。隣の椎葉村にしろ、西米良村がどんなに頑張っても、あそこに高速道路は通らないです。ですので、そのことを町民と一緒に共有して、将来に向けての夢といたらおかしいのですが、町民の、町の活力につなげるような一つの方法として捉えていただいて、先ほど企画課長が申されました、今からいろんな段階を経ていって、この道はできいくと思います。そして、先ほど言われました西インター付近の開発というのも間違いなく行われると思います。そのことにも町民の皆様の意見、それから知恵、そういうのを借りながら、そして土地の所有者の方々の力も借りながら、よりよいものができるように、ここにいる皆様の英知を終結して、この間も言いましたけれども、原田町長のときにああいう決断をして、いいものができた、こういうインターができたのは、あのときの町長たちのおかげだというふうに、そして議員たちも頑張ったし、町民たちも一緒になって頑張ったんだというふうに思われるようなものができるように、今から先のこともかもしれませんが、ぜひその辺を考えていただきたいと思います。

町長、私の今のことにつきまして、町長の御意見を最後にお聞かせいただければうれしいのですが。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠原議員からの質問にお答えいたします。

私の夢でございます中央自動車道、高千穂から蘇陽まで、これだけの早い時期に事業化になるというのは、本当に思っておりませんでした。これは町民の皆さんの力でもありますし、やはり一番は事業を実施する国土交通省の皆さんが、ここの道路の重要性、また、この地域沿線住民の思い、そういったものをしっかり酌んで、事業化にたどり着いたと思っております。そういうところをしっかりと我々行政職員は肝に銘じてやっていく。この道路を生かさなければ、我々の責任だという思いを持って、今回、地域活性化拠点エリア整備構想と、以前、道の駅とか、そういった構想を立ち上げた経緯もございましたが、いろんな御意見を賜った。近くには五ヶ瀬ワイナリーもありますし、今から主要地方道竹田五ヶ瀬線、土生から夕塩まで大きな橋梁もできてくる。そうすると、人が集まる、人の流入の動きというのが、がらっと変わるだろうと。そういうのをしっかり分析して、どこにどういうものが、どういうために必要なんだという構想をつくらないと、そこだけを見た構想では、将来、悔いが残るだろうということで、この検討委員会を立ち上げ、スタートさせていただいています。

そういった形で、当然、我々だけではなく、議員の皆さんも共に、このテーマについては一緒に議論いただきながら、真剣に考えつつ、また、事実をしっかりと見て動いていくというのが大事

だと思っています。そういうことで、このテーマについては全力で取り組みたいと思っておりますので、議員各位の御協力も併せてお願いし、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2 番、小笠原将太郎議員。

○議員（2 番 小笠原将太郎君） 2 番、小笠原将太郎です。十分理解させていただきました。また、町民の方々に、私どもが、その旨、また説明できるので安心いたしました。長期にわたる今からの道路開通に向けての道のりになると思うのですけれども、五ヶ瀬町一丸となって、五ヶ瀬町の将来のために、夢の道といったら大げさかもしれませんが、そのようになるように、また一日も早い開通のために、町長をはじめ執行部の皆様、そして私ども議員、それから町民の皆様の力を借りて、実現に向けて実行していきたいと思います。

以上で、小笠原将太郎の質問は終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（甲斐 政國君） これで、小笠原将太郎議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、12月7日、午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。御苦労さまでした。

午後1時41分散会

3 日 目

○ 会議に付した事件

- 日程第 １． 議案第 6 4 号
五ヶ瀬町景観条例の制定について
- 日程第 ２． 議案第 6 5 号
五ヶ瀬町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 ３． 議案第 6 6 号
五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 ４． 議案第 6 7 号
五ヶ瀬町農業農村整備事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第 ５． 議案第 6 8 号
令和３年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第４号）について
- 日程第 ６． 議案第 6 9 号
令和３年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
- 日程第 ７． 議案第 7 0 号
令和３年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）について
- 日程第 ８． 議案第 7 1 号
令和３年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第３号）について
- 日程第 ９． 議案第 7 2 号
令和３年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第 1 0． 議案第 7 3 号
令和３年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第１号）について
- 日程第 1 1． 議案第 7 4 号
工事請負契約の締結について
- 日程第 1 2． 発委第 4 号
五ヶ瀬町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 1 3． 発議第 6 号
議員派遣について
- 日程第 1 4． 委員会の閉会中の継続審査について

○ 出席議員（８名）

1 番 甲斐 義則 議員	2 番 小笠原 将太郎 議員
3 番 田中 春男 議員	4 番 太田 保義 議員
5 番 渡邊 孝 議員	6 番 佐藤 成志 議員
8 番 秋本 良一 議員	9 番 甲斐 政國 議員

○ 欠席議員（１名）

7 番 綾 健一 議員

○ 地方自治法第 121 条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	廣本 憲史
総 務 課 長	小迫 幸弘	町政対策推進室長	児玉 憲彦
建 設 課 長	田原 昭生	企 画 課 長	北島 隆二
会 計 室 長	垣内 広好	町 民 課 長	齊家 晃
教 育 次 長	増永 稔	福 祉 課 長	武内 秀元
病院事務長	奥村 和平		

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜	書	記	那須 香織
--------	-------	---	---	-------

午前 9 時 59 分開議

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は 8 名です。7 番、綾健一議員から会議規則第 2 条第 1 項に基づき、欠席届が提出されました。

定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。

日程第 1. 議案第 6 4 号

○議長（甲斐 政國君） 日程第 1、議案第 6 4 号五ヶ瀬町景観条例の制定についてを議題とします。

本件については、去る 1 2 月 1 日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結いたします。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第 6 4 号五ヶ瀬町景観条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2. 議案第 6 5 号

日程第 3. 議案第 6 6 号

日程第 4. 議案第 6 7 号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第 2、議案第 6 5 号五ヶ瀬町国民健康保険条例の一部改正についてから、日程第 4、議案第 6 7 号五ヶ瀬町農業農村整備事業分担金徴収条例の一部改正についてまでの 3 件は、これを一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号から、議案第67号までの3件は、これを一括議題とします。

本3件については、去る12月1日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して、発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本3件について討論を行います。討論をされる場合は、議案名を示して、発言してください。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第65号五ヶ瀬町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号五ヶ瀬町農業農村整備事業分担金徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第68号

日程第6. 議案第69号

日程第7. 議案第70号

日程第8. 議案第71号

日程第9. 議案第72号

日程第10. 議案第73号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第5、議案第68号令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第10、議案第73号令和3年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてまでの6件は、これを一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号から、議案第73号までの6件は、これを一括議題とします。

本6件につきましては、去る12月1日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して、発言して下さい。質疑がありましたらどうぞ。6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番佐藤です。一般補正予算、19ページ、商工振興費にあります負担金補助及び交付金というところの項目に新型コロナウイルス感染症対策指定管理者雇用対策支援給付金ということで1,000万円上がっております。この件について2、3伺いたいと思います。

まず、9月議会においても第三セクターについてはワイナリーと五ヶ瀬ハイランドにそれぞれ1,000万円出ております。今回につきましては、先日の説明でハイランドに1,000万円ということではありますが、実質的に経営が苦しくなっているのです赤字補填という考えでよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。佐藤成志議員からの質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策指定管理者雇用対策支援給付金の1,000万円のことでございますが、この五ヶ瀬ハイランド、また五ヶ瀬ワイナリー株式会社、両第三セクターにつきましては、第三セクターの経営健全化方針というものを策定し、それぞれに会社の方針を伝えて、経営改善努力を行っていただいているところでございます。

前回は1,000万円ということで両会社のほうに支援をさせていただきましたが、今回それぞれ経営健全化方針に伴い、ヒアリングをさせていただいて、やはりこの緊急事態宣言、新型コロナウイルス感染症の影響がなかなか計り知れないものがあって、既に新しい期に向けてワイナリー、それからハイランド含めて取り組んでいただいておりますが、特に株式会社五ヶ瀬ハイランドの林地屋部門、宿泊部門については非常にキャンセルとかこれは全国のどの施設も一緒なんだろうが、非常に厳しい状況という結果になりまして、会社は経営改善努力を行っているところですが、また、27期においてもハイランドについては、コロナがなければ黒字になったんじ

やないかという想定もされる中で、今回はじゃあ会社でその短期借入なりの部門もというのもあったんですが、その部分もなかなか難しいということで今回コロナによる影響も支援するという決定をさせていただきました。

また、これも国のほうでは新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金というのを今回6.8兆円予算化されるということで、うち1.2兆円の分については地方単独分でのという話がありますので、当然前回同様これが予算化されて配分された折には、その部分でしっかり当然ワイナリーもですけど、経営に対する厳しい部分を支援していくというのが我々の行政の役割と認識しておりますので、そういう基本的な考え方で予算計上をさせていただいております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 今の町長の説明については、ハイランドのほうの経営がかなり苦しいということで、私たちも分かっております。ただ、前回の1,000万円、今回の1,000万円ということについては2,000万円です。売り上げで2割しか儲けがないところでありましたら1億円売り上げて2,000万円の収益があるという形でありますので。この減収がそれだけ発生したことによってこの1,000万円というのが妥当な線ということで決定されたんでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。佐藤成志議員からの再度の質問にお答えいたします。

現在、ハイランドについては28期に向けて経営努力をやっているところでございます。また、行革特別委員会でも説明があるとお聞きしておりますが、現在その28期の売り上げ計画を9,759万円ほど見込んで経営努力しております。ただ、やはりこの10月までのコロナが非常に長引いたということで、当面6月7月に緊急事態宣言が解除されて、夏場の合宿とかそういったものが当初計画通り進むということであれば前回の1,000万円、今回の1,000万円含めて、じゃあ500万円でもいいとか要りませんとかいう話になったんでしょうが、今回どうしても社員の声を含めて守っていくということにあっては、やはり1,000万円の支援金が必要だと判断したところでございます。

ただ、緊急事態宣言が解除され、それからジモ・ミヤ・タビもスタートしましたし、今後G o T o トラベルも国のほうが1月から動き出すと聞いておりますので、その辺でどれまで回復基調にいくかということで11月下旬から売り上げが想定より伸びてきているようですので、今後その分も含めて変異株の感染拡大がなければその辺は回復基調に入ってくるものだと考えております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6 番、佐藤成志議員。

○議員（6 番 佐藤 成志君） あと 2 つほどちょっと聞きたいんですが。1 点はこの 1,000 万円という金額は相当大きいものであります。今回の補正予算において、国のほうからコロナ支援金という形で出てきますけれども、この中で例えば町民に 1 人 3,000 円のプレミアム商品券とかそういうのを配布という形ですれば 1,000 万円が概ね町民に行きわたるといようなそういう案とかそういう 1,000 万円を決めるに当たってほかのそういう意見等が出なかったものか。いかがでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。佐藤成志議員からの御質問にお答えします。

今回は緊急的な給付、要するにコロナに対する 1 番今ダメージを受けているところはどこだということを出さしております。ただ、臨時交付金まだ想定予算化が具体的に配分額も含めて一応こういう予算化をしますよという国の方針が示されたところで、それについては用途が感染防止対策の徹底に向けた対応、それから感染症の影響により厳しい状況にある事業主とか、先ほど成志議員言われた町民の生活、暮らしの支援に向けた対応とか。それからもう 1 つはウイズコロナということでコロナはここ数年落ち着かんやろうと。こういうマスクをしたり新しい生活を様式をしながら日常生活を送るということで、じゃあ社会活動を少しでも元に戻すための対応はどんなことをやったらどうかというこの 3 本柱できていますので、先ほどありましたまずはその第三セクターの経営健全化方針での取組の努力をやっている部分でのやはり事業主が現状困っていますので、まずはそこに手を入れるということで 1,000 万円計上させていただきました。例えば、町民向けの暮らしの支援とか様々なウイズコロナの中でのどんなことが必要かというのは今後次なる補正で考えていくことになるんだろうと考えております。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6 番、佐藤成志議員。

○議員（6 番 佐藤 成志君） 苦しい経営をなさっているハイランドということは私も十分承知しておりますし、またほかの事業所もそうではないかと思っております。今回の新型コロナウイルス感染症第三セクター指定管理者雇用対策支援給付金交付要綱というのが今回要項ができました。これについては来年の 3 月 31 日をもってその効力を失うということになっていますので、今回限りの要綱ではないかと思えますけれども、例えば令和 4 年度にまたコロナがどうしても終息しない、そういうことで今年度と同様にかなり苦しいということであればまたこの要項の復活というのはあるのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、今回単年度要項ということで設定を、まだしていないんですけど、本日議決をいただければ設定をしたいと思っているところなんですけど、今後また本年と同様の状況にあった場合には、また新しく設定をするというようなことで、附則を延長させるということは考えてございません。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） この要項については第三セクターに限るということであります。

ほかの事業所においてこの支援金が雇用対策の交付金がほしいという可能性もあろうかと思えますけれども。

最後にまたお願いということになりますけど、この件については1,000万円という金額についてはやはり相当金額としてはでかいし、先ほど私が話しましたように町民に1人3,000円というような簡単な計算上になります。町民へのこの説明をしっかりと説明責任を果たしてもらって、やってもらって、納得してもらおうという形をしてもらわないと、この数字を見た町民の方たちはどうして第三セクターだけを上にするんだと。私たちも苦しいという言葉が出てくると思いますので、しっかりと説明責任を果たしてもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。今の佐藤議員と同じページの19ページになります。議案65号、第4号ですね、議案書の19ページ。真ん中ほどのちょっと上に造林費ということで旧米田邸裏山跡整備委託料ということで318万6,000円となっております。裏山ということですので山でありますけど、今植栽されている木材の材料というか杉だとか檜だとかその辺とあと整備計画の面積、また整備をした後の利用目的の計画とかがあれば教えてください。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（小迫 幸弘君） 総務課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

こちらのほうは広木野の寄付を受けた物件の裏山のどちらかという全伐という状況になります。こちらのほう全伐をして、その下に寄付物件のある住宅の利活用を図るために今回、今取り崩しをしておりますものと合わせて広場を作って日当たりをよくしたりということを考えてございます。申しわけありません。全体の面積はちょっと把握してございませんですが、約1反ほどになるのかなと思っております。それで整備全伐をして行う費用がこのようなことになっておりまして、あと歳入のほうも9ページのほうで60万円ほど組ませていただいているという状況です。その後の整備計画につきましては裏のほうに空き家を3、4棟残るんですが、そちらのほうをリフォーム等々をかけながら定住に向けての利活用ができないかということをごちのほうは我々

のほうと企画課のほうとこれから詰めていくという段階でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5 番、渡邊孝議員。

○議員（5 番 渡邊 孝君） 5 番、渡邊孝です。

ありがとうございます。私も現地のほうにちょっと足を運んでみましたけれども、真ん中ほどにある住宅は外から見た感じだとリフォームをすれば見えそうな感じもありましたし、2階建てのほうは外観ですけどそんなに悪くはないのかなと思いましたが。今後中の状況等をしっかりと把握しながら、空き家対策、今回私も一般質問のほうで空き家とか住宅のことについても触れましたので、できるだけ場所も何か非常にいいところと思いましたが、今後積極的に進めていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。1 番、甲斐義則議員。

○議員（1 番 甲斐 義則君） 1 番、甲斐義則です。議案第 70 号の病院事業会計補正予算についてですが、5 ページ、6 ページで、5 ページの職員給料のマイナス 347 万 2,000 円というのは職員が辞められたのかなと。その部分と、6 ページの病院清掃業務委託料のマイナス 350 万円。清掃業務、病院の清掃がどうなっているのかなというところと。その上のほうの法定福利費の 350 万円、その部分の説明をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 病院事務長。

○病院事務長（奥村 和平君） 病院事務長です。ただいまの甲斐議員の御質問にお答えいたします。

まず 5 ページ、職員給与費の 347 万 2,000 円につきましては、今回これは職員の異動といたしますか、年度途中での異動ではなくて、状況が変更になったことに伴いまして、まずもろもろ手当関係も含めまして若干の当初予算時にまず現年の人員での予算を要求しておりまして、4 月年度を超えまして職員の異動があったときに変更が生じます。今回人件費につきましては、病院としましてはできるだけ触らずに年度途中で最終的に総務課のほうから確定した額での今回調整ということで今回このような調整をさせていただいておるところであります。

次に、清掃委託料ですけれども、これにつきましては、令和 2 年度までは業務委託で行ってまいりました。年度替わりのときに業者の変更がございまして、新たに業務を引き受けていただく予定だった業者のほうで清掃業務はちょっと請け負えないということでありましたので、清掃に関しては 3 名の職員の方を病院としては直接会計年度任用職員で雇用することによって、委託料の差額分になった分を今回減額させていただいたという内容でございます。

法定福利費に関しましても、これも当初予算で準備しておったところにつきまして、年度内で

しっかりと確定した分で今回正式な額で計上させていただいたという内容であります。よろしいでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、甲斐義則議員。

○議員（1 番 甲斐 義則君） 理解いたしました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。3 番、田中春男議員。

○議員（3 番 田中 春男君） 3 番、田中春男です。議案第 68 号、一般会計補正予算のページ 13 ページですけど、ここの委託料としまして世界農業遺産活用事業委託料として 200 万円補正が上がっておりますけれども、これ委託ということはもちろん委託契約をされていると思いますが、どこかの契約なんでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。田中春男議員の御質問にお答えいたします。

世界農業遺産活用事業委託料なんですが、西日本新聞との連携協定事業でありまして、西日本新聞社との委託をしております。今回額が確定いたしましたので、200 万円計上して変更契約をするものでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3 番、田中春男議員。

○議員（3 番 田中 春男君） 資料に 4 号補正予算の主な事業というところを書いてありますけれど、今、送りましたけど届きましたでしょうか。観光地閑散期利活用委託ということで、スキー場にきた大学生に SNS を使い情報発信を行うということで出ていますが、こういった情報発信されているかどうかとか、あとの効果ですね、そういったのはどうやって確認されるのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。田中春男議員の御質問にお答えいたします。

西日本新聞社においてこれから SNS 等を活用してするという事で話は伺っております。主に福岡市内の大学生に向けての情報発信だと聞いております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3 番、田中春男議員。

○議員（3 番 田中 春男君） 今、先ほども言いましたけれども、やっぱりこういったことがちゃんと情報発信されているか、お金の使い方がされているか確認方法を確認して、そして今後また効果を検証していただき、有効な予算の使い道に努めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。6 番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 一般補正予算の21ページです。教育費の中の1番の下のほうにあります。佐伯勝元基金、児童生徒海外派遣、未来への翼事業金マイナスの489万6,000円となっております。このことについて伺います。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（増永 稔君） 教育次長です。ただいまの佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

これは本年度各年で台湾のほうに小中学生をこの基金を活用して派遣をしております、本年度も予定をしておったわけなんです、コロナの影響でできないということで本年度は中止したということでその分を減額させていただいております。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） コロナの影響でマイナスということで、本当に残念なことだと思います。次年度で令和4年度では必ずや実行できるようにそれぞれコロナが収まりましたら努力をお願いします。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。補正予算の13ページの総務費の中で総合交通対策事業費の中での需用費、これが燃料費が60万円と修繕料として100万円というふうになってきております。これ補正で上がってきておりますが、内訳とこれ当初からの予算じゃなくして補正で組まなければならなかったことについて伺いをしたいと思います。

それから、もう1点であります、同じ箇所の負担金補助及び交付金の327万2,000円で、これ宮崎交通バスの高千穂バスセンターから町立病院間の運転経費に対する補助金ということとあります。この327万2,000円というこの金額等についての多分これは五ヶ瀬だけじゃなくて西臼杵3町に要請があった補助金の中でこういうふうな割合になったのかなという今考えているところでありますけれども、この内訳等について質問をしたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。秋本議員の御質問にお答えいたします。

まず、総合交通対策費の需用費であります、燃料費、今ガソリンの高騰によるもので結構燃料を使っているという状況にあります。当初予算においては、査定の中である程度調整がされているというふうなところで、現状ベースに合わせて60万円計上させていただいたというところとあります。修繕料につきましては、1台29人乗りのバスが大規模な修繕が伴ったということでその部分で冬場のタイヤの交換だったり車検の部分がちょっと組み込んでいる部分があります。

ので、100万円を計上させていただいているというところでございます。じゅんかい君路線定期路線バスの運行経費ですけれども、議員がおっしゃるとおりでございます、宮交バスの赤字補填分となります。当初予算で420万円の計上はしていたんですが、今回宮交バスセンターから五ヶ瀬町立病院までの区間の赤字が746万9,000円というようなことで、その差額分の327万2,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 8番、秋本良一議員。

○議員（8番 秋本 良一君） 8番、秋本良一です。先ほどの冬とまずは需用費の件につきましては、燃料の高騰によるものと、あと当然ながら冬の時期にも安全な運行をされるためのタイヤ交換等ということで説明をいただきましたが、この負担金及び補助金についてのこの327万2,000円という、宮交さんが赤字ということでもありますけれども、これにつきましては五ヶ瀬町に要請があった金額、それか西臼杵3町で乗車率といいますかそういったことで割り振りしたとかいうそういう点についてはどうでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島隆二君） 企画課長です。秋本議員の質問にお答えいたします。

高千穂バスセンターと五ヶ瀬町立病院間は高千穂町と五ヶ瀬町で負担率が決まっております。

五ヶ瀬町と高千穂町の申し合わせで10万円だけを高千穂の負担ということになっておりまして、そのほかの部分については五ヶ瀬町が負担するということになってございます。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本6件について討論を行います。討論をされる場合は、議案名を示して、発言してください。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第68号令和3年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号令和3年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号令和3年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第74号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第11、議案第74号工事請負契約の締結についてを議題とします。本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。議案第74号工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、5,000万円以上の工事請負契約の締結においては、議会の議決が必要とされております。

本件は令和３年度五ヶ瀬町役場庁舎解体工事における工事請負契約であります。同工事は庁舎移転に伴い、不要となった旧庁舎及び建設課プレハブ解体工事を行うものであります。この工事について令和３年１２月２日指名競争入札を実施し、入札の結果、株式会社矢野興業代表取締役社長矢野智久を工事候補者と決定しております。工事請負代金額は９,８４５万円であります。工期は契約の日から令和４年３月３１日までとしております。なお、工期の変更、設計変更に伴う請負金額の１割以内の変更につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分に対応するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、本件について、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第７４号工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１２．発委第４号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第１２、発委第４号五ヶ瀬町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。本件について、提出者、議会運営委員長 佐藤成志議員に、趣旨の説明を求めます。

○議会運営委員長（佐藤 成志君） 議会運営委員長の佐藤成志です。五ヶ瀬町議会会議規則の一部改正について趣旨説明を申し上げます。

本件は議会への欠席事由に関する届け出及び請願書の記載事項に関しての所要の改正を行うとともに、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致に関する規定を追加するものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、本件について、趣旨の説明が終わりました。

これから、質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから、本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。これから起立によって採決します。

発委第4号五ヶ瀬町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 発議第6号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第13、発議第6号議員派遣についてを議題とします。議員派遣につきましては、会議規則第122条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、派遣することにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しておりますとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第14. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第14、委員会の閉会中の継続調査については、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、各特別委員会委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありました。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（甲斐 政國君） 以上をもちまして、本定例会に付された議事の全部を終了しましたので、会議を閉じます。

議員各位におかれましては、去る１２月１日の開会以来、７日間に渡り熱心に御審議を頂き、誠にありがとうございました。

町長を始め、町当局の皆様には、会期の間、常に真摯な態度を持って審議に御協力頂き、ありがとうございました。ここで、町長の挨拶をお願いします。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。令和３年第４回五ヶ瀬町議会定例会終了に当たりまして、執行部を代表し、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に御提案申し上げました全ての案件につきまして御承認を賜り、誠にありがとうございました。特に本議会では９月２８日に開庁しました五ヶ瀬町役場新庁舎での初めての議会開催となったところでございます。議会の皆様の御理解を得た上で、議場の多目的利用を視野に入れ、議会開催時以外の使われ方に配慮した設計となっておりまして、講演会などの利用もできる施設となっております。議会对応にはどうなのかなと多少心配しておりましたが、十分な機能を発揮することを確認させていただいてひと安心したところでございます。

引き続き、本議場を核に、議会活動が活発になり、まちづくりがさらに進んでいくことを切に願うものであります。

さて、新型コロナウイルス感染症も今のところ沈静化しつつありますが、世界各地で変異株の感染者が確認されてきており、国内でも感染者が確認されました。私どもはしっかりと情報を入手しながらも、それらに惑わされることなく、それぞれがマスクの着用や新しい生活様式を自分自身の生活の一部として常用化し、感染対策をとっていくことが重要であると考えております。これから迎えます年末年始に向けて、町民の皆さんにこのような感染防止対策の周知を図ってきたいと考えております。

一方、１２月１０日には延期しておりました五ヶ瀬町制施行６５周年記念式典もようやく開催できる運びとなりました。また、五ヶ瀬町の顔でもあります五ヶ瀬ハイランドスキー場も１２月２４日にオープンいたします。今年もコロナ禍での厳しい条件での営業になりますが、目標であります来場者３万人達成に向けて、全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても集客アップ、またサービス等に御協力いただきますよう、この場を借りてお願い申し上げます。

結びとなりますが、これからあわただしい年末年始を迎えることとなります。議員の皆様におかれましては、くれぐれもお体を自愛の上、来るべき年明けからの活動に備えていただきたいと存じます。

それでは、今年１年間の行政運営全般にわたりまして御協力、御支援、御指導を賜りましたこ

とに對しまして、執行部を代表しまして心からお礼を申し上げ、本年最後の定例会終了に当たりますの挨拶とさせていただきます。1年間本当にありがとうございました。

○議長（甲斐 政國君） 町長には、丁重な御挨拶を賜り、ありがとうございました。議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきましては、特に御配慮頂き、執行の上に十分反映されますよう、お願い申し上げます。

これをもちまして、令和3年第4回五ヶ瀬町議会定例会を閉じます。どうも御苦労さまでした。

午前11時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

○ 令和３年第４回定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
報告第２３号	令和３年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（専決第１号）について	令和３年 １２月１日	承認
報告第２４号	専決処分の報告について （物品購入契約の変更について）	令和３年 １２月１日	—
報告第２５号	専決処分の報告について （物品購入契約の変更について）	令和３年 １２月１日	—
報告第２６号	専決処分の報告について （物品購入契約の変更について）	令和３年 １２月１日	—
報告第２７号	専決処分の報告について （物品購入契約の変更について）	令和３年 １２月１日	—
報告第２８号	専決処分の報告について （物品購入契約の変更について）	令和３年 １２月１日	—
議案第６４号	五ヶ瀬町景観条例の制定について	令和３年 １２月７日	原案可決
議案第６５号	五ヶ瀬町国民健康保険条例の一部改正について	令和３年 １２月７日	原案可決
議案第６６号	五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正について	令和３年 １２月７日	原案可決
議案第６７号	五ヶ瀬町農業農村整備事業分担金徴収条例の一部改正について	令和３年 １２月７日	原案可決
議案第６８号	令和３年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第４号）について	令和３年 １２月７日	原案可決
議案第６９号	令和３年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について	令和３年 １２月７日	原案可決
議案第７０号	令和３年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）について	令和３年 １２月７日	原案可決
議案第７１号	令和３年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第３号）について	令和３年 １２月７日	原案可決

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第 7 2 号	令和 3 年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	令 和 3 年 1 2 月 7 日	原案可決
議案第 7 3 号	令和 3 年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第 1 号）について	令 和 3 年 1 2 月 7 日	原案可決
議案第 7 4 号	工事請負契約の締結について	令 和 3 年 1 2 月 7 日	原案可決
発委第 4 号	五ヶ瀬町議会会議規則の一部改正について	令 和 3 年 1 2 月 7 日	原案可決
発議第 6 号	議員派遣について	令 和 3 年 1 2 月 7 日	原案可決

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員